

包括外部監査の結果に基づき  
知事が講じた措置の通知内容

平成19年6月

東京都監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、東京都知事から通知があったので、通知内容を次のとおり報告する。

平成19年6月4日

東京都監査委員	古	賀	俊	昭
同	大	沢		昇
同	三	栖	賢	治
同	筆	谷		勇

## 目 次

### 第1 報告の内容

1 平成16年度 包括外部監査に基づく改善措置状況総括表 .....	1
(1) 水道事業の経営管理について	
水道局 .....	2
(2) 社会福祉法人東京都社会福祉事業団の経営管理について	
社会福祉法人東京都社会福祉事業団【福祉保健局】 .....	36
(3) 民間文化団体への補助金等について	
生活文化局 .....	48
2 平成14年度 包括外部監査に基づく改善措置状況総括表 .....	59
(1) 道路の建設・管理運営について	
建設局 .....	60
(2) 都市公園等の整備・管理運営について	
建設局 .....	62
(3) 監理団体の受託業務等の管理運営について	
財団法人東京都道路整備保全公社【旧東京都駐車場公社】 .....	67
3 平成13年度 包括外部監査に基づく改善措置状況総括表 .....	69
(1) 試験研究機関の管理運営について	
財団法人東京都老人総合研究所【福祉保健局】 .....	70
財団法人東京都医学研究機構【福祉保健局】 .....	71
(2) 中央卸売市場の経営管理について	
中央卸売市場 .....	72

# 第1 報告の内容

平成16年度 包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

テ ー マ	監査対象（所管局等）	指 摘 等 数	措 置 状 況		
			改 善 済	改 善 中 一 部 改 善 済	未 措 置
水道事業の経営管理	水道局	46	46	0	0
社会福祉法人東京都社会福祉事業団の経営管理	社会福祉法人東京都社会福祉事業団	22	22	0	0
民間文化団体への補助金等について	生活文化局	7	7	0	0
合 計		75	75	0	0

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況																						
1-1 (23)	意見	財務目標数値を設定した収益性と生産性の向上	<p>収益性分析の結果、都の水道事業の営業費用は減少しているものの、それ以上に営業収益が減少したため、水道事業総収益(総売上高)に対する営業利益の割合は、平成11年度の18.2%から平成15年度18.0%に低下している。</p> <p>生産性においては、都の有収水量1m<sup>3</sup>当たりの営業費用は主要都市の中間値を示し、職員一人当たり給水件数、有収水量とも、福岡市に劣っており、規模の利益を十分発揮しているとは言えない。</p> <p>都の水道事業は、巨大な市場を独占的に擁する地方公営企業の使命として、規模の利益を反映した都独自の高い財務目標数値(指標)を設定した上で、都民に公表し、都民の理解のもとに、これらの指標を達成していかなければならない。</p> <p>次期経営計画の策定に当たっては、水道事業のより効率的、経済的な経営を志向するために、これまで以上に目標としての指標(諸種の分析値を含む。)を設定した上で、当該目標を達成するための施策を具体的に策定し、着実に実施されたい。</p>	<p>平成18年12月に次期経営計画「東京水道経営プラン2007」を策定した。指標については、これまで局が公表してきたものに加え、水道サービス(事業)の国内規格である水道事業ガイドラインの業務指標及び事業を的確に把握・管理していくために新たに作成した東京都独自の指標の中から、例えば以下の表のように第三者に分かりやすい指標を選定して、これに目標値を設定した。併せて、目標値達成のための具体的な施策を経営計画に盛り込んでいる。</p> <p>また今後、この経営計画の数値目標の達成に向けて、サービス水準や業務効率化の一層の向上を図っていく。</p> <table border="1" data-bbox="1173 687 1989 1091"> <thead> <tr> <th colspan="2">指標</th> <th>17年度 (実績)</th> <th>21年度 (計画)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">経営の 効率性</td> <td>職員一人当たりの給水件数</td> <td>1.3千件/人</td> <td>1.7千件/人</td> </tr> <tr> <td>職員一人当たりの有収水量</td> <td>309.1千m<sup>3</sup>/人</td> <td>374.2千m<sup>3</sup>/人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">経営基盤 の強化</td> <td>企業債残高</td> <td>5,825億円</td> <td>4,173億円</td> </tr> <tr> <td>自己資本構成比率</td> <td>68.8%</td> <td>77.9%</td> </tr> <tr> <td>収益性</td> <td>経常収支比率</td> <td>118.8%</td> <td>120.1%</td> </tr> </tbody> </table>	指標		17年度 (実績)	21年度 (計画)	経営の 効率性	職員一人当たりの給水件数	1.3千件/人	1.7千件/人	職員一人当たりの有収水量	309.1千m <sup>3</sup> /人	374.2千m <sup>3</sup> /人	経営基盤 の強化	企業債残高	5,825億円	4,173億円	自己資本構成比率	68.8%	77.9%	収益性	経常収支比率	118.8%	120.1%	改善済
指標		17年度 (実績)	21年度 (計画)																								
経営の 効率性	職員一人当たりの給水件数	1.3千件/人	1.7千件/人																								
	職員一人当たりの有収水量	309.1千m <sup>3</sup> /人	374.2千m <sup>3</sup> /人																								
経営基盤 の強化	企業債残高	5,825億円	4,173億円																								
	自己資本構成比率	68.8%	77.9%																								
収益性	経常収支比率	118.8%	120.1%																								

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-2 (27)	意見	短期運用資産の効率的運用	<p>現金預金と有価証券をあわせて見ると、平成11年度から平成15年度末の期間に112億円の資金増がある。</p> <p>企業債の調達金利(平成15年度で3.8%)と運用資産の運用利率(同0.09%)との差が3.71%であることから、仮にこの112億円を企業債の削減として利用していれば、約416百万円の経費削減が可能であった。</p> <p>今後は、一層の資金効率を求めて、多様な資金運用を実施するなど、優良な財務対策を図りたい。</p>	<p>平成15年度末の企業債残高7,007億円については、平成18年度末で5,790億円となる見込みであり、1,217億円(約17%)の削減を見込んでいる。</p> <p>また、東京都水道局資金運用管理委員会において、債券運用の拡大等について検討を行った。</p> <p>同委員会の提言を踏まえ、金融機関の信用度を調査の上、平成17年1月から譲渡性預金への預け入れを再開するとともに、定期性預金等への預入期間を延長するなど多様な資金運用を実施し、受取利息の増収を図っている。</p>	改善済
1-3 (30)	意見	企業債発行差金の発行月からの償却の実施	<p>企業債発行差金も、運用されている期間に対応して償却していくべきものであり、発行月から月割で償却されたい。</p>	<p>企業債発行差金については、平成17年度決算から、発行月から最終償還月まで(通常120月)月単位で割り、年度毎に償却する月割償却へ変更した。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-1 (32)	指摘	一般会計からの補助金に含まれている消費税相当額の返還	<p>水道事業会計は、一般会計から消費税等相当額を含めた補助金を受けているが、近年、課税売上割合が95%を上回っているため、課税仕入に係る消費税は、全額仮受消費税から控除されている。</p> <p>国からの受け入れ補助金についての相当額は、還付している(15年度194百万円)が、都の一般会計からのものは返還していない。一般会計からのものについても、返還されたい。(15年度95百万円)</p>	<p>1 平成16年度及び17年度決算において、課税売上割合が95%を上回ったため、一般会計からの補助金に係る消費税相当額を控除して清算を行った。</p> <p>なお、平成11年度から平成15年度分についても遡及して清算し、一般会計へ返還した。</p> <p>2 平成18年度以降についても、決算時に課税売上割合が95%を上回った場合は、一般会計からの補助金に係る消費税相当額を控除して清算を行うこととしている。</p>	改善済
1-4 (34)	意見	事務委託費に含まれる消費税相当額を控除対象とすることの関係機関への申し入れ	<p>統合市町に対する事務委託に係る取引については、受託収入が消費税の課税取引とされる一方、事務委託費に含まれる消費税相当額は不課税支出として扱うこととされているため、都にとっては過大な支払いが生じている。</p> <p>消費税相当額(平成15年度実績1,016百万円)に関する取り扱いの見直しを関係機関に、再度、強く要請されたい。</p>	<p>平成17年11月、総務省に対し、事務委託に係る消費税の取扱いについて見直しを要望し、かつ東京国税局に対しても文書照会を行っていくこととした。</p>	改善済



番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	措置状況
1-5 (36)	意見	新規水源開発引当 金残高の適正化	<p>新規水源開発引当金は、平成16年3月末で267億円を保有しているが、戸倉ダムからの撤退、未配分水量の当初見積りからの減少により、現時点では、160億円相当が不要になると見込まれる。</p> <p>このため、国の第5次プラン策定時には、速やかに引当金残高の適正化を図られたい。</p>	<p>引当金の活用について見直しを行い、基金の用途を、これまでの基金事業及び水特法事業に加えて、水源施設に係る費用の平準化にも広げた。</p> <p>なお、平成18年12月末現在、国の第5次フルプランが策定されていないことから、同プランの策定後に、今後の事業費見込みに基づき、再度、引当金の活用等について見直しを実施する。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-6 (42)	意見	未利用資産の有効活用と体制づくり	<p>玉川浄水場、金町浄水場および箱根ヶ崎増圧ポンプ所等の一部施設の償却資産(簿価約290百万円)は現在不稼働である。再稼働や転用の可能性のない施設については、速やかに会計上除却するとともに、計画的に撤去工事を行うべきである。</p> <p>また、北部第一支所の土地および建物等の償却資産(償却資産簿価約160百万円)、箱根ヶ崎増圧ポンプ所等の土地(土地時価約2,400百万円)も現在未使用であるので有効利用をされたい。</p> <p>さらに、同様の未利用資産が生じないよう、所管部署からの申請がなくとも、局として未利用資産を遅滞なく把握する管理体制を構築、運用し、局全体の将来構想を踏まえながら、個々の未利用資産の最適な利用の実現に努められたい。</p> <p>また、局を越えた都全体として有効に活用できるようにされたい。</p>	<p>1 不稼働資産の除却及び計画的な撤去 水道局固定資産規程第69条を平成17年3月に改正し、事実上不用または使用不能となった固定資産は、用途廃止決定の時点で除却処理を行うこととした。 また、用途廃止した施設等は計画的に撤去することを、平成17年3月9日付「固定資産規程一部改定に伴う会計処理等の変更について」で定め各部署へ通知した。</p> <p>&lt;会計処理&gt; 指摘された不稼働資産は、用途廃止及び除却処理を以下のとおりすべて実施した。 平成17年3月30日・・・箱根ヶ崎増圧ポンプ所、廻田増圧ポンプ所、真光寺調圧水槽、湖畔増圧ポンプ所 平成17年3月31日・・・玉川浄水管理事務所、金町浄水管理事務所、西原増圧ポンプ所、新座増圧ポンプ所 平成18年3月31日・・・亀戸増圧ポンプ所</p> <p>&lt;施設撤去&gt; 施設等の撤去は、平成17年度に、玉川浄水管理事務所、金町浄水管理事務所、箱根ヶ崎増圧ポンプ所、廻田増圧ポンプ所、湖畔増圧ポンプ所及び真光寺調圧水槽について実施済である。その他、西原増圧ポンプ所、新座増圧ポンプ所及び亀戸増圧ポンプ所は、用地活用の計画に合わせ、撤去のための調査、設計等を実施中である。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	措置状況
				<p>2 未利用資産の活用及び体制の整備</p> <p>意見のあった未利用資産のうち、旧北部第一支所庁舎については、用地の一部を平成17年度から警視庁、消防庁に使用承認し、平成18年9月には、庁舎全体を警視庁に使用承認した。西原増圧ポンプ所は局事業での再利用を検討している。亀戸増圧ポンプ所は隣接局用地を含めた一体的活用案の検討を平成18年10月民間コンサルに委託した。また、施設撤去済みの用地については、売却を前提に、一部をホームページで公表した。</p> <p>資産活用の基本方針として利活用推進行動計画を平成17年7月に策定した。この計画に基づき、経理部内にPTを設置して、資産実態の把握と計画的な有効活用への取組を進めている。</p> <p>資産情報を集約し、把握するため、平成16年度に実施した不稼働資産調査に加え、平成17年度から土地建物実態調査等を実施し、今後も継続的に行っていく。</p> <p>また集約した資産情報をデータベース化し管理するため、資産バンクシステムの構築について平成18年5月に契約締結した。</p> <p>資産の有効活用について検討するための資産アセスメントは、駐車場用地を対象に試行し、調査項目や評価手法の検討を行い、平成18年度に対象を拡大した。その他既設の固定資産運用委員会に加え、資産価値が高いにもかかわらず所管が複数部門にまたがる等の事情から、利活用方針の検討が進捗しない大規模用地について集中的に審議・調整する場として、大規模用地利活用調整会議を平成17年12月に設置した。</p> <p>都全体の有効活用のため、財産情報システムへのデータ提供を平成18年3月末に行い、平成18年4月の稼動時から同システムに参加した。</p>	

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況															
1-7 (47)	意見	統合市町に対する 事務委託の解消による 経費削減	<p>多摩地区の水道事業は、「多摩地区水道事業の都営一元化基本計画」に基づき、順次統合を行い現在25市町を統合し、一部の事務を事務委託として各市町に委託している。しかし、都の直営とした場合、年間約40億円の経費削減効果が見込まれる。また、市町では、水道事業に精通しているわけでもない給与の高い職員を、水道部署に配置し、結果として都が過大な負担をしているケースが見受けられる。</p> <p>考慮すべき市町側の事情はあるものの、十分に事情を説明して、極力早期に事務委託の解消を図られたい。</p>	<p>平成17年度に、事務委託の早期解消を図るため、水道業務移行計画の策定及び実施について、各市町への働きかけを強化して調整を進めた結果、全市町の同意を得て、基本計画策定時より業務移行を前倒しする計画を策定した。</p> <p>&lt;市町から都への業務移行率&gt; (市町職員の減員率)</p> <p>基本計画策定時</p> <table border="1"> <tr> <td>18年度</td> <td>20年度</td> <td>22年度</td> <td>24年度</td> </tr> <tr> <td>21.1%</td> <td>49.1%</td> <td>71.4%</td> <td>100%</td> </tr> </table> <p>市町移行計画</p> <table border="1"> <tr> <td>25.3%</td> <td>56.6%</td> <td>86.1%</td> <td>100%</td> </tr> </table> <p>前倒し分</p> <table border="1"> <tr> <td>4.2%</td> <td>7.5%</td> <td>14.7%</td> </tr> </table> <p>平成18年3月末現在、7市町の事務委託を解消している。 平成16年3月末...武蔵村山市、多摩市 平成17年3月末...瑞穂町 平成18年3月末...府中市、小平市、 東大和市、東久留米市</p> <p>また、平成18年12月、都議会で以下の8市町の事務委託解消が議決された。 平成19年3月末...小金井市、日野市、 東村山市、狛江市、 清瀬市、あきる野市、 西東京市、日の出町</p>	18年度	20年度	22年度	24年度	21.1%	49.1%	71.4%	100%	25.3%	56.6%	86.1%	100%	4.2%	7.5%	14.7%	改善済
18年度	20年度	22年度	24年度																	
21.1%	49.1%	71.4%	100%																	
25.3%	56.6%	86.1%	100%																	
4.2%	7.5%	14.7%																		

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-8 (50)	意見	駐車場用地の貸し付けにおける管理費比率の見直し	<p>水道局保有の遊休地を駐車場として活用する場合には、昭和63年以来、その管理を全て、東京都市開発株式会社(TUD)に一括して委託している。平成15年度の管理費総額は、約6千万円になるが、その管理費は、平成6年以降、駐車場総収入の25%程度にされている。当時と比較して、近年様々な業者が駐車場事業に参入してきており、現在の他の駐車場業者の実勢を調査し、管理費比率の妥当性を検証されたい。</p> <p>また、各遊休土地の活用時期や必要性に濃淡をつけ、長期に事業に供する見込みのない土地については、駐車場に限定することなく、より効率的な有効活用を図られたい。</p>	<p>1 管理費の見直し 平成16～17年度にかけて、民間6社とヒアリング(5社から回答を得た)を実施し、業務内容や管理費等の比較分析を行った。この結果を踏まえ、東京都市開発株式会社(TUD)と協議し、平成18年4月から駐車場の管理費比率を総収入の25%から18%へ見直した(平成18年度は、27,234千円の効果が見込まれる)。 今後も、経済実勢を踏まえ、TUDとの管理費について検証を行い、必要に応じ改定していく。</p> <p>2 駐車場用地の有効活用 駐車場49箇所のうち2箇所は売却手続きを開始した。平成17年度に残り47箇所について資産アセスメントを実施し、その結果をもとに資産情報調査票を作成し、企業用固定資産と普通固定資産に転換するものとして分類した。 このうち、普通固定資産16箇所について、利活用診断シートを作成し、駐車場以外の有効活用の可能性を検討した。うち4箇所について、駐車場以外の有効活用が有利と判断した。残りの12箇所は、継続して駐車場として活用することを決定し、平成19年1月に一般競争入札を実施した。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	措置状況
1-9 (53)	意見	水道事業における 技術の育成・発展	<p>水道局が有している技術については、コア業務に関する総合管理技術、特定技術および歴史的な技術があると考えられる。</p> <p>まず、今ある技術を整理し、その上で民間委託で対応できるものと、水道局としてあるいは監理団体として育成・発展させていくべき基幹的な技術とをリストアップし、計画的に対応していく仕組みを作って、実行していくようにされたい。</p>	<p>1 基幹的技術と委託可能な技術の整理 水道技術全般について、民間委託が可能なものと当局が育成・発展させていくべき基幹的技術とに整理した。</p> <p>2 研修面における取組 基幹的技術を効率的・効果的に付与・継承するため、研修面における取組として以下のことを実施している。 (1) 水道施設計画や水運用技術、漏水修理工法など、基幹的技術に関する研修科目を一部平成18年度の研修計画に盛り込み、実施している。 (2) より高度な知識と技術を身につけ、業務に活用するため、水道関連資格の取得が可能なレベルまでの研修を実施し、受講者が技術士などの資格を取得している。 (3) より実効性のある研修を実施するため、講師を養成する研修を行い、研修の講師として認定し、活用している。 (4) 研修の成果を評価するため、その測定方法について検討を行っている。</p> <p>3 技術継承の手法 平成17年度から、新たに設立した研修・開発センターにおいて、実習フィールドを活用した実践的なトレーニングを行っている。 また、業務ノウハウや技術情報等の集約・共有化を図るため、平成18年度にナレッジバンクシステムを開発した。さらに、個人の洞察・経験によるノウハウのうちマニュアル化が困難なものを継承するため、卓越したノウハウを持つ人材を活用するマイスター制度を創設することとした。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-10 (56)	意見	第三セクターの会社ごとの位置付けの明確化と透明性の確保	<p>第三セクターについては、民間企業として独立性、自立性を確立し、他の企業との競争性を高めていくことが重要である。間接出資等により出資割合が25%以下に抑えられているため、都との取引および人的関係が強いにも係わらず、監査委員監査、包括外部監査の対象とされない。</p> <p>水道局の第三セクターも、独立性、自立性の確立と、極力、都からの自立を進める一方、都への取引依存度や人的関係の強い状況が当面継続する場合には、業務内容に照らしてその理由を精査して、その位置づけを明確にした上で、積極的な情報公開、会計監査の導入等を求めるなどして、十分な透明性を確保すべきである。水道局が責任をもって、指導監督されたい。</p>	<p>1 第三セクター各社ごとの位置づけの明確化                      東京水道サービス(株)については、施設維持管理及び設計・施工の審査・監督等に関する当局の補完・代行に活用する。                      (株)PUCについては、給水申込等の審査や相談・苦情等への対応及び検針・徴収業務の監督指導に関する当局の補完・代行に活用する。                      また、平成18年10月、経営への関与を深めるため、東京水道サービス(株)と(株)PUCへの都の出資割合を過半数に引き上げた。                      東京都市開発(株)については都への依存度が低く、また、水道マッピングシステム(株)についてはその業務が水道事業の補完・代行に該当しないことから、それぞれの自立的運営を促していく。</p> <p>2 透明性の確保                      平成18年10月に、水道局の監理団体を活用した経営について評価・アドバイスを受けるため、東京都水道局運営体制諮問委員会を設置した。また、監理団体においては、契約情報をはじめ幅広く情報をホームページで公表するとともに、平成18年度決算からは会計参与制度を導入するなど、透明性確保策を実施する。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-2 (59)	指摘	建設仮勘定の適時な振り替え	建設仮勘定から本勘定への振替が洩れたものが1,407百万円ある。システム上、補正による再振替が支障なく行えるようにするとともに、再発を防止するチェックの仕組みを構築されたい。	<p>固定資産事務システムに、平成17年1月、「配水管資産登録時に指定する建設仮勘定案件の取消機能」を追加し、システム上で再振替処理が行えるようにした。</p> <p>なお、振替漏れしていた案件は、平成17年2月15日に振替処理を行った。</p> <p>また、再発を防止するため、平成17年3月31日付「固定資産への振替に関する事務取扱について」により再振替の事務処理方法を定め、各部署から経理部への依頼、経理部処理の様式を定め、関係部署への説明会を実施した。</p>	改善済
1-3 (59)	指摘	整理未済の建設仮勘定項目の適時な整理の促進	<p>建設仮勘定には、本体工事に割り振るべきもので未整理のまま残されているものが、3,944百万円ある。</p> <p>また、振替処理が年度により異なり、統一性がない。</p> <p>振替処理の基準を定め、適時適切に会計処理を実施されたい。</p>	<p>建設仮勘定における付帯作業費及び共通経費の固定資産への振替処理の統一性を図るため、振替基準を、平成17年3月31日付「固定資産への振替に関する事務取扱について」で定めた。</p> <p>また、これについて事務説明会を開催し関係部署への周知徹底を図った。</p> <p>さらに、振替基準に基づき、未整理案件3,944百万円のうち本体工事がしゅん工した約3,882百万円を、しゅん工年度に合わせてそれぞれ平成17年3月及び平成18年3月に振り替え、残りの約62百万円も、今後本体工事のしゅん工時に振り替える。</p>	改善済



番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-4 (61)	指摘	固定資産台帳の適切な記帳の実施	<p>境浄水場の正門は、門扉制御盤と監視装置から構成されており、一体として取り扱っているため、監視装置等の耐用年数も構築物の45年を適用している。</p> <p>耐用年数の異なる資産については、区分して台帳に記載して管理し、償却計算を実施されたい。</p>	<p>固定資産の一式計上に問題がないか、固定資産台帳全件の精査及び疑いのある案件の現地調査を、平成16年度から平成17年度にかけて実施した。この結果、資産計上に問題のあった案件64件について、平成17年3月及び平成18年3月に資産整理を行った。</p> <p>また、再発防止のため、固定資産の適正な計上のあり方についての職場研修を、平成17年2月27日、平成18年2月1日、平成18年4月3日に実施した。今後も職員の異動に併せ実施する。</p> <p>なお、境浄水場の門扉及び制御装置からの監視装置の分割については、平成17年1月に資産整理を行った。</p>	改善済
1-11 (62)	意見	小口経費の運用を補完した少額資金前渡制度の合理的活用	<p>小口経費制度と少額資金前渡制度が併用されているが、小口経費の支払いも少額資金前渡の運用で補完できる。</p> <p>両者の併用は、事務処理の非効率となるため、運用方法を見直しされたい。</p>	<p>小口経費制度と少額資金前渡制度の両者を併用すると、事務処理が非効率となるため運用方法の見直しを行った。</p> <p>平成17年8月をもって小口経費制度は廃止し、同年9月から少額資金前渡制度での支払事務の運用を開始した。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-12 (65)	意見	貯蔵品の実地たな卸しの合理的な実施	<p>貯蔵品の期末たな卸しは、期末日以外に実施されているにもかかわらず、期末日に、再度、現品チェックを委託先の東京水道サービス(株)の担当者に実施させている。</p> <p>事務効率化のためにも期末日の現品チェックを省略し、実施した期末たな卸し数量にその後の現品の受払いを増減して、期末残高を確定する方法を採用されたい。</p>	<p>事務効率化のため、平成17年度貯蔵品管理業務委託契約から、受託者が行う3月末日の現品チェックを取りやめ、当局が実施した期末たな卸し数量に、その後の現品の受払いを増減して期末残高を確定する方法に変更した。</p>	改善済
1-13 (69)	意見	工事原価に配賦すべき配賦対象の見直し	<p>固定資産の計上にあたって、直接的にも間接的にも取得に関係のない部門の費用は、工事配賦事務費から除き、期間費用として会計処理されたい。</p>	<p>平成18年度から、建設部門の庶務関係職員24名の人件費について、科目の振替を行い、期間費用として予算計上した。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-14 (71)	意見	局有車の有効利用の促進	<p>東村山浄水場、東部第二支所には、保全待機用自動車、緊急用自動車等、特定用途車で稼働率が非常に低いものがある。 一般的用途にも利用可能なので、効率的利用を図り、利用状況を改善されたい。</p>	<p>1 東村山浄水場を含む全浄水場ほか 浄水部系列全事業所の車両の稼働状況を調査し、平成17年9月に車両配置の見直しを行い、平成18年6月末までに5台の車両を削減した。(削減事業所...東村山浄水場2台、金町浄水場・水運センター・江東給水所 各1台) (削減を行った4事業所の平均稼働率) 約28% 約35% 経済効果...年間約84万円</p> <p>2 東二支所を含む全支所 全支所の車両稼働状況を調査し、平成17年7月に緊急車両等の有効活用及び一般車両の削減計画を決定した。この決定に基づく車種変更(トラックからワゴンへ変更)に併せ、平成18・19年度で一般業務用軽自動車を各支所1台、計7台削減する。 (緊急車の稼働率) 約29% 約34% 経済効果...年間約76万円</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-15 (74)	意見	東京の水源域の森林におけるシカ対策	<p>ニホンジカによる食害で、土砂流出を引き起こす深刻な被害が発生している。被害を早く小さく抑えない限り、近い将来、水源林の維持に対して多額の資金が必要となる。</p> <p>局は、関係機関と調整し、シカ対策に取り組んでいるが、対象が広範囲であり、水道局が管理している水道水源林以外の地域も関係しているため、関係機関との間で、より密接に、かつ継続的に連携して、実施されたい。</p>	<p>平成17年9月30日に、東京都(環境局、産業労働局、奥多摩町など)は、総合的なシカ対策を効果的に実施するため、シカ保護管理計画を策定した。水道局は、健全な水道水源林を保全するために、当計画等に基づき、都の関係機関とともに山梨県・甲州市等とも連携し、シカ対策を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 単木ネット、土留め柵設置などの防護対策 (平成16・17年度)</li> <li>2 シカの生息状況などのモニタリング調査 (平成16・17年度)</li> <li>3 シカ捕獲 平成16年度 東京都域 604頭 山梨県域 114頭 平成17年度 東京都域 650頭 山梨県域 82頭 平成18年度は「シカ保護管理計画検討会」を6月末に開催し、年間実施計画を策定した。今後とも、関係機関と連携しつつ、シカ被害に合わせて適宜、植生回復・生息状況調査やシカ捕獲等の対策を実施していく。</li> </ol>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-16 (75)	意見	水源域における森林の健全化のための都民に向けた情報発信	<p>多摩川上流域の森林は、その4割が水道水源林として水道局が管理しているが、民有人工林の中には、手入れが行き届かず、その荒廃が進むと、飲料水に適した水の安定的な供給に悪影響が出ることが想定される。</p> <p>多摩川水源森林隊などボランティアを含む多くの都民の手を借りて森林の健全な育成・維持ができるよう、民有人工林荒廃の現状を広く都民に知らせるなど、情報を発信し、都民の理解と協力を得て、水源域の保全ができるように努められたい。</p>	<p>都内の家庭に各戸配布をしている水道ニュースや局ホームページにおいて、民有林の荒廃している状況及び多摩川水源森林隊の活動内容を掲載し、森づくりの大切さについて広く都民に認識してもらえるよう広報の充実を図った。</p> <p>平成17年2月には、NPO法人の森づくりフォーラムが主催する「多摩川水源地の森林砂漠化を考える対話集会」のパネルディスカッションに、「東京都水道水源林管理の立場から」をテーマとして水源管理事務所長等が参加した。また、水源地域の自治体(奥多摩町・小菅村・丹波山村)に対し、荒廃が進んだ民有林を整備するため、場所の選定などの折衝を行い、森林隊の活動場所を確保するなどの連携を図った。</p> <p>さらに、年間を通じ森林隊のボランティア募集を行った結果、平成18年12月末のボランティア登録者数は842人となり、平成16年度に比べ363人(約76%)増加した。</p> <p>平成18年4月には、学校教育及び民間の森づくり活動との連携や多くの人々に親しまれる水源林を目指した取組、森林資源の循環を推進するなどの新たな取組や森林隊の充実などを盛り込んだ第10次水道水源林管理計画を策定しプレス発表を行うとともに、局ホームページへの掲載を行った。</p> <p>今後も、森林隊の活動等を通して、森づくりの大切さを広く都民に認識してもらえるよう活動していく。</p> <p>(森林隊ボランティア登録者数) 平成16年度...479名、平成17年度...718名 平成18年度...842名(12月末)</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-17 (78)	意見	高度浄水施設に要する費用および使用者のコスト負担に係るアンケート調査とその反映	<p>「安全でおいしい水」の供給のため、金町、三郷および朝霞の高度浄水施設は合わせて1,064億円を費やし、現在、東村山、三園浄水場での整備を進めている。</p> <p>高度浄水施設の建設による水質向上は、これに要する費用と効果、恩恵を受ける水系(利根川水系、荒川水系)と当面予定されていない水系(多摩川水系)の原水の水質の違い等をより分かり易く都民に情報提供し、最終的なコスト負担者である使用者の意見を十分に反映して行う必要がある。</p> <p>使用者の意見を十分に反映できるようにアンケート内容(項目)を見直すとともに、その結果を今後の水道施策に反映するようにされたい。</p>	<p>パンフレットについては、平成17年3月の「水・新発見」の追版に併せ、高度浄水処理の1m<sup>3</sup>当たりのコストや水系別による原水水質の違いなどを盛り込んだ内容に修正した。また、平成17年6月に行ったインターネットモニターアンケートでは、水系による違いや料金への反映等を考慮した設問に見直した。さらに、平成17年12月に事業評価の結果を局ホームページに記載し、お客さまからの意見を募った。</p> <p>モニターアンケートの結果は、「料金が上がらない範囲で工夫をしながら実施すべき」が最も多く77.5%であった。また、「国の基準を満たしていれば、導入の必要がない」の4.8%に対し、「多少料金が上がっても積極的に導入を進めるべき」が16.1%と大きく上回り、お客さまの安全でおいしい水の供給に対する意向が強いことがわかった。</p> <p>当局では、こうしたアンケートや事業評価をもとに、金町高度浄水施設(第三期)の整備を進めることとした。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-18 (81)	意見	水源施設管理費分担金に関する質問・分析と改善要望	平成15年度で、総額38億円の支払いがある水源施設分担金については、水資源機構に対して実施している事業計画および予算のヒアリングを、国土交通省に対しても実施し、内容のチェックを行い、妥当性、合理性を確かめた上で、経費圧縮を要望されたい。	<p>水資源機構に対しては、平成16年度から清算時において、より詳細な資料や説明を要望し実現したことにより、具体的内容のチェックが行えるようになった。</p> <p>国土交通省では、事業計画及び予算内容などの説明会が実施されるようになった。また、説明時に質問を通じてより詳細な説明や資料の追加要求などを行い、支出内容の妥当性、合理性を検証するとともに、経費縮減の要望を継続的に行っている。</p> <p>今後とも国土交通省及び水資源機構に対し、疑問点の随時質問等を通じた各経費の支出内容について、妥当性、合理性を十分検証するとともに、経費縮減を具体的に要望していく。</p> <p>1 水資源機構 平成18年度は、7月に平成18年度事業計画及び平成19年度予算要求についての説明会が開催され、12月に平成17年度決算説明会が開催された。各説明会の内容は、以下のとおり。 (1) 7月説明会...総合コスト縮減状況、事務的経費の内容等の具体的中身に関し、平成15・16年度実績と平成18年度計画の状況を確認した。 (2) 12月説明会...平成17年度決算を、昨年度説明があった事業計画と対比させチェックし、細かい項目ごとの精算状況もチェックした。</p> <p>2 国土交通省 平成18年度は、10月に説明会が開催され、平成19年度予算、平成18年度実施計画及び平成17年度決算について、以下のとおり、妥当性、合理性等について確認した。 (1) 直轄堰堤維持費の実績及び実施計画書を受け取り、従来より細かい項目ごとの精算・概算要求状況をチェックした。 (2) 維持補修費の工事別概要により、要求工事について、実施理由・状況写真等を確認し妥当性をチェックした。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-19 (84)	意見	区部における浄水場業務の外部委託の推進	<p>近年、浄水場の運転管理業務を受託する能力を有する民間企業が出てきており、一部の水道事業体で浄水場の外部委託が開始されたところである。</p> <p>区部浄水場は大規模で複雑・高度な運転管理技術が必要であるが、外部委託は、一般に運営経費の低減に有効な手段であることから、安定給水等に配慮しつつ、区部においても、積極的に導入を図っていく必要がある。</p> <p>今後は、施設整備計画に合わせて、浄水場ごとの具体的な外部委託について検討し、経済性、効率性の観点から現状と比較検証し、着実かつ計画的に外部委託を推進されたい。</p>	<p>平成16年11月に浄水場の運転管理体制の見直し方針を定め、浄水場の運転管理体制について、安定給水確保の観点から、水道技術の継承と人材育成のための場を確保しつつ、浄水場の規模や特質を踏まえて、民間会社に委ねる業務範囲を明確にし、浄水場ごとの施設整備計画の実施等に合わせて、経済性、効率性等を考慮して計画的に外部委託を推進することとした。</p> <p>この方針により、平成17年4月から朝霞浄水場高度浄水施設運転管理委託を実施し、平成17年度は年間約4千万円の経費削減を図り、平成18年度も引き続き委託契約を行っている。</p> <p>また、現在、三園浄水場、砧浄水場及び砧下浄水所において、平成19年度からの運転管理委託に向けての施設整備を進めており、これにより、平成19年度の浄水場運転管理業務委託率は約20%となり、平成17年度の約7%に比べ約13%増加となる。</p> <p>浄水場の平成19年度以降の対応としては、平成19年度までに実施する運転管理業務の外部委託の実績を踏まえ、浄水処理の安全・安定性を確認するとともに、委託による費用対効果等を検証する。この検証結果に基づき、委託化を推進していく。さらに、平成20年度以降、新たに給水所についても外部委託を導入する。</p>	改善済



番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況																				
1-20 (87)	意見	漏水防止計画作業の見直し	<p>漏水防止計画作業は、区部においては、給水管のステンレス化の進行もあり、漏水率が4.7%まで低下してきた。</p> <p>よって、区部の漏水防止計画作業の作業量を削減するとともに、作業の委託拡大をされたい。</p>	<p>巡回調査については対象路線を限定し、平成18年度から委託拡大を図った。</p> <p>また、選別測定作業については流量データの収集に特化した漏水量測定に変更し、平成17年度から一部委託を導入した。</p> <p>委託作業の導入とともに計画作業延長の縮減を順次図ったことにより、平成18年度においては、平成15年度と比較して158百万円の経費を削減した。</p> <p>なお、計画作業を効率的かつ継続的に実施することにより、漏水率の低下傾向を維持している。</p> <p style="text-align: center;">巡回作業量の推移</p> <table border="1" data-bbox="1189 791 1977 922"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作業量</td> <td>1,750 km</td> <td>1,550 km</td> <td>1,340 km</td> <td>1,000 km</td> </tr> <tr> <td>内 直営作業</td> <td>1,650 km</td> <td>1,450 km</td> <td>1,240 km</td> <td>800 km</td> </tr> <tr> <td>内 委託作業</td> <td>100 km</td> <td>100 km</td> <td>100 km</td> <td>200 km</td> </tr> </tbody> </table>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	作業量	1,750 km	1,550 km	1,340 km	1,000 km	内 直営作業	1,650 km	1,450 km	1,240 km	800 km	内 委託作業	100 km	100 km	100 km	200 km	改善済
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度																					
作業量	1,750 km	1,550 km	1,340 km	1,000 km																					
内 直営作業	1,650 km	1,450 km	1,240 km	800 km																					
内 委託作業	100 km	100 km	100 km	200 km																					

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-21 (90)	意見	貯水槽水道の点検調査の有効活用	<p>平成16年9月から開始された貯水槽水道の点検調査は、16年度の契約件数は2万件、契約額294百万円、5年計画で22万件、契約総額3,234百万円と見込まれる。</p> <p>今回の調査を無駄にしないよう、貯水槽水道の適正管理の情報公開にあわせて、直結給水方式への切り替えに関する費用比較や切り替えメリットを積極的に公開し、直結給水方式をより一層推奨し、調査コストの削減や蛇口から出る水道水の改善に取り組まれない。</p>	<p>1 平成16年度 直結切替のメリット・デメリット、費用対効果、工事費用等を掲載したパンフレットを作成した。</p> <p>2 平成17年度 (1) 点検調査の周知徹底及び直結給水切替の促進についての広報を行った。 ア 増圧直結給水方式パンフレットを新たに営業所窓口へ設置 イ 水道ニュース(5・10月号)への掲載 ウ 水道局ホームページへの掲出 エ 検針票裏面(12・1月)掲載 (2) 直結給水方式切替に要する概算額等を示したパンフレットを作成、配布した。</p> <p>3 平成18年度 (1) 都や区の施設へのポスター掲示や電車の中吊等を利用し、直結給水方式のメリットや切替方法等を広くPRしていく(平成19年3月実施予定)。 (2) 貯水槽設置者に対し、これまでと同様に調査点検時に直結方式のメリットや経費等についての説明を行っている。 上記の取組により、平成16、17年度の2年間で点検調査前の貯水槽1,640件が直結方式に切り替わった。 これにより、約2,460万円の調査コストを削減した。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-22 (92)	意見	浄水場における休暇代務の縮減	<p>浄水場の中央管理室等の交替勤務職場において、前月中旬の勤務表作成後に、休暇申請があると、他の職員が交替勤務となり、嘱託員や調整日勤者で対応できない場合は、超過勤務扱いとして対応し、そのための超過勤務手当が年間62百万円(平成15年度)支払われている。</p> <p>前月中旬までに休暇予定日が分かっている場合は、できるだけ事前に申し出るよう、なお一層指導を徹底し、超過勤務手当の縮減を図りたい。</p>	<p>平成17年2月及び4月に交替勤務職場における休暇について、可能な限り早期申請に努めるよう文書により通知し、関係職員への周知徹底を行った。また、平成16年度の取得実態を調査し、平成17年8月及び11月の浄水場庶務課長会において、嘱託員のより一層の活用や勤務日変更等による超過勤務手当の縮減について指示した。</p> <p>さらに、平成18年1月及び3月に休暇代務の縮減について文書による通知を行い、より一層の指導徹底を行うよう関係職員へ周知した結果、平成17年度の支給額は約5千9百万円となり、平成15年度に比べ約3百万円(5%)を削減した。</p> <p>平成18年度においても、毎月の執行管理を実施しており、平成18年12月末現在、平成15年度に比べ約13百万円、27%の削減を行った。</p> <p>なお、平成15年度と平成18年度の12月末現在における一人当たりの累計代務時間を比較すると、平成15年度約51時間に対して平成18年度は約42時間と約18%、一人当たりの累計金額も19%の削減となった。</p> <p>また、平成15年度に323人配置していた交替勤職員を、平成18年度は293人の配置として30人の減員を行い、総人件費の圧縮を図った。</p> <p>さらに今後も、安定給水等に配慮しつつ、施設の更新時期等に併せ施設整備の推進を図り、休暇の早期申請の推奨や浄水場管理室の統合等に取り組んでいくことにより、経費削減を図っていく。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-23 (95)	意見	水道料金徴収経費の合理的な削減	<p>水道料金の徴収経費には45億円、給水収益の約1.5%を要している。今後、徴収業務の改善に当たり、検針に係るコスト縮減と新たなサービス提供の観点から、電気ガス等との検針業務の共同化や自動検針の導入、さらに通信運搬費等については、納入通知書の現地発行、電子メールでの請求情報通知、あるいは、ネット等による料金の支払決済等、費用の削減効果を検討し、水道料金徴収業務の総合的な改善策を図られたい。</p>	<p>1 納入通知書の現地発行については、ハンディターミナルの更新に併せ、平成19年度から実施することを平成17年10月に決定した。</p> <p>2 自動検針については、当局が開発したPHS方式の自動検針システムを活用した「みまもりサービス」の現地試験を、平成19年3月に開始することを平成18年6月に決定した。</p> <p>3 電子メールによる請求情報通知については、本人確認のための認証や通信の秘密を保持する方法など課題があるため、引き続き検討していく。</p> <p>4 ネットによる支払決済については、手数料に関して金融機関との調整がつかないため、引き続き検討していく。</p> <p>5 電気・ガスとの検針業務の共同化については、供給エリア・契約形態・検針日の違いや、契約名義の統一化などの課題があるため、引き続き関係団体と検討を進めていく。</p>	改善済
1-24 (98)	意見	検針系の検針事務日誌の整備	<p>各営業所で作成している検針事務日誌は、点検票の審査事務に係る現場訪問業務を把握できるものになっていないために、現場訪問の正確な業務量が把握されていない。</p> <p>検針系の検針事務日誌の記載方法と内容を見直し、検針系の業務の的確な把握を行い、効率的に業務が実行できるように改善されたい。</p>	<p>現場出張業務について検針事務日誌に的確に記載できるよう、日誌の改正を行い、平成18年10月から新たな事務日誌の使用を開始した。これにより漏水関係調査など目的別に日々の現場訪問の正確な業務量を把握できるようにした。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況									
1-25 (98)	意見	検針関係業務の外部委託の範囲拡大等による業務改善	<p>検針業務は外部委託しているが、各営業所に配置されている検針係職員は、点検票の審査事務や中止清算事務などを行っており、平成15年度の経費は約22億円にも上っている。</p> <p>点検票の審査事務等の内容を費用対効果の側面から検証し、審査対象の見直しを行うとともに、併せて、外部委託の範囲を拡大するなど、より効率的な実施方法を確立することにより、検針業務経費の圧縮を図られたい。</p>	<p>検針業務について、有効期限満了に伴う取外しメータの読針を、平成18年10月から委託した。</p> <p>また、局職員による水量増減調査対象を、前回4割以上増減から5割以上増減へ見直すとともに、水量増減調査、0m<sup>3</sup>調査、使用水量の算定業務等を、平成19年4月から新たに委託することを平成18年9月に決定した。</p> <p>さらに、平成19年度以降も順次委託範囲を拡大していく。</p>	改善済									
1-5 (101)	指摘	水道料金の徴収停止のうち、「費用倒れ」となる処理の改善努力	<p>水道料金の費用倒れを理由とする徴収停止の件数・金額は10,809件、29百万円(平成15年度)あるが、催告電話を1回しかしてないものが一部見受けられる。サービス推進部においては、2度目以降の訪問前に必ず電話催告をするよう改められたい。</p> <p>また、昼間しか移転先を訪問していないが、共働き世帯等、昼間不在の者も多いため、夜間現地催告もしくは夜間電話催告等の方途により、適切に未納者に対して催告すべきである。</p>	<p>平成17年7月に、料金の徴収に係る電話催告等の手続き業務を見直し、異なった時間帯の電話催告・現場訪問の複数回の実施、訪問及び電話催告の時間の記載等経過記録の徹底などについて周知するとともに、当該係長及び所長によるチェック、確認を行うように改善した。</p> <p>また、全営業所訪問指導を実施し、電話催告の適切な実施と経過記録の徹底について、担当職員への指導を徹底した。</p> <p>その結果、調定件数に対する徴収停止の割合が減少した。</p> <table border="1" data-bbox="1160 1165 2007 1300"> <thead> <tr> <th></th> <th>調定件数に対する徴収停止割合</th> <th>改善率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成16年度</td> <td>0.1164%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>0.1126%</td> <td>3.27%改善</td> </tr> </tbody> </table>		調定件数に対する徴収停止割合	改善率	平成16年度	0.1164%		平成17年度	0.1126%	3.27%改善	改善済
	調定件数に対する徴収停止割合	改善率												
平成16年度	0.1164%													
平成17年度	0.1126%	3.27%改善												

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況								
1-6 (101)	指摘	区部から移転した 使用者の未納水道料 金の徴収依頼の促進	<p>区部から多摩市および武蔵村山市へ移転した使用者の未納水道料金の回収に当たって、両市を所管する事業所に対しても、区部と同様に相互に徴収依頼されたい。</p> <p>また、現在、事務委託をしている市町においては、事務委託を解消した段階で、相互に徴収依頼されたい。</p>	<p>平成17年2月、多摩地区統合市町との相互徴収依頼について、事務委託解消後は所管する事業所と相互に徴収依頼することを決定した。</p> <p>平成17年3月から、区部事業所と多摩地区直営地域の所管事業所間で徴収依頼を試行し、平成18年10月からは、相互にシステムを設置することにより、徴収依頼を行っている。</p> <p>(平成17年3月から平成18年12月までの効果)                  多摩から区部：30件依頼、24件収納                  区部から多摩：60件依頼、34件収納</p>	改善済								
1-7 (103)	指摘	水道料金の未納者 による使用中止に係 る催告手続の見直し	<p>過去に未納カード情報が作成された使用者からの使用中止の申し出のうち、中止分の請求先を告知しない場合には、徴収整理従事者による催告を早期に行われたい。</p>	<p>未納カード情報が作成された案件で、移転先不明や納入通知書が返戻されたものは、早期に徴収整理従事者により催告を実施するよう、営業事務取扱手続を整備し、平成17年7月に各営業所へ通知した。</p> <p>これにより、従前は使用中止・停止分について、2か月程度で催告手続を開始していたが、3週間程度で催告手続に着手するよう改善した。</p> <p>その結果、使用中止・停止分に対する徴収停止の割合が減少した。</p> <table border="1" data-bbox="1160 1181 2007 1308"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用中止・停止分に対する徴収停止割合</th> <th>改善率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成16年度</td> <td>9.62%</td> <td rowspan="2">3.64%改善</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>9.27%</td> </tr> </tbody> </table>	使用中止・停止分に対する徴収停止割合		改善率	平成16年度	9.62%	3.64%改善	平成17年度	9.27%	改善済
使用中止・停止分に対する徴収停止割合		改善率											
平成16年度	9.62%	3.64%改善											
平成17年度	9.27%												

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	措置状況
1-26 (105)	意見	徴収整理事務の効率化	<p>収納係の年間コスト2,744百万円は、水道使用者の1.5%に対するものであるにもかかわらず、水道使用者全体で負担しており、結果としてサービスを享受しない98.5%の水道使用者を含め、年間600円のコスト負担を強いられている。</p> <p>また、未納カード1件当りの処理コストは5千円以上であるが、債権によっては回収額を上回る回収コストを要しているものもある。</p> <p>他方、収納係の徴収整理事務には、専門性の低い初期の電話による催告、催告書の投函や現場における料金収納などが含まれ、これらは、必ずしも水道局の職員によって行わなければならない性格のものではない。</p> <p>専門性、困難性の低いものについては、その業務を委託するなど、より一層効率的な業務を実施するよう改善されたい。</p>	<p>平成18年3月に、開栓作業や初動的な催告、現場領収などへの委託導入について基本方針を定めた。これに基づき、平成18年10月から営業所営業時間内の開栓作業の委託を実施した。さらに、平成19年4月から、初動的な現場催告、現場領収等を委託することを平成18年9月に決定した。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-27 (111)	意見	徴収サイクルの見直し	<p>収納係は、平成16年3月現在、約300人の職員が未納料金の収納業務に従事し、要した経費は約27億円となっている。</p> <p>未納カードが発行される使用者のうちには、真の生活困窮者とは認められない者が相当数おり、結果的に行政的な配慮を必要としない未納者のために発生する徴収コストを、納入期限内に支払いを行う一般の利用者が負担する状況となっている。</p> <p>現行の徴収サイクルは、検針から給水停止まで概ね6ヶ月強の期間を要しているが、期間短縮に向けた徴収サイクルの見直しを図るべきである。</p> <p>また、未納料金徴収に要するコストの実情をホームページなどで積極的に広報し、恒常的に未納カードが発行される利用者に対する水道局の毅然とした姿勢を示されたい。</p>	<p>平成17年4月に徴収に要する経費やその内訳についてホームページに掲載した。</p> <p>また、徴収整理の開始を2～3か月程度早めるため、平成19年3月から未納料金の合算制度（2回分の請求を1回にまとめる）を廃止し、徴収サイクルを短縮することを平成18年9月に決定し、システム修正に着手した。</p> <p>これにより、未納料金の早期回収を図るとともに、一度の請求で支払うお客さまとの公平性について改善した。</p>	改善済
1-28 (114)	意見	収納係の徴収整理事務日誌の整備	<p>収納係の業務遂行状況は、徴収整理事務日誌により把握しているが、現場訪問後の収納件数の記入欄がないため、現場に出動して徴収整理を行うという特殊性の高い業務量が正確に把握できていない。</p> <p>徴収整理事務日誌の記載事項を充実し、確実に実施されたい。</p>	<p>平成17年7月から徴収整理事務日誌の記載事項の充実として、すべての現場訪問について用件別に件数欄へ記入するよう定め、営業所訪問指導で徹底し、どのような目的で現場訪問をしたのか把握できるようにした。</p> <p>さらに、営業所待機業務の廃止及び徴収整理業務の委託化に伴う業務内容の見直しに合わせた、新しい徴収整理事務日誌を平成18年12月に定め、平成19年4月から使用することとした。</p>	改善済



番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-29 (114)	意見	収納係徴収整理従事者に対する特殊勤務手当の支給範囲の見直し	<p>未納カードが発生した料金を徴収すると、徴収整理従事者に全額納入で50円、一部納入で20円の徴収整理手当が特殊勤務手当として支給され、その総額は平成15年度で33百万円になる。</p> <p>現行では、未納カードが発生した分の納入料金であっても、給水停止執行通知書の郵送のみで、必ずしも現場における業務を伴わないものもある。</p> <p>よって、特殊勤務手当の支給根拠に照らして問題があると考えられるので、現行の手当の支給範囲を見直されたい。</p>	<p>平成19年4月に徴収整理事務の一部委託を実施し、当局職員は水道の供給停止を伴うものや無届転居による未納などの困難性の高い案件を処理することとした。</p> <p>これにより、これまで給水停止執行通知書の郵送により徴収できていた未納案件などについては、委託業者で取り扱うこととし、当局職員における徴収整理事務の対象外とした。</p> <p>このため、平成19年4月からの徴収整理手当について、月の未納残件数に応じて支給していた残枚数手当を廃止し、処理件数による手当のみとするなど、当局職員の業務範囲の変更に伴う委託後の徴収整理事務に合わせた支給に、平成18年12月に見直した。</p>	改善済
1-30 (117)	意見	営業所の待機受付業務の見直し	<p>お客さまセンター全面稼働後は、電話による受付業務および問い合わせ対応業務が集中化されることで、給水待機時間帯の業務の多くが移行可能となる。</p> <p>また、現在の収納方法では、給水停止執行通知書発行後の料金滞納者の収納について、他の収納方法が認められていないため、料金収納業務の効率化がされていない。お客さまセンター開設に伴い、効率性や費用対効果の観点から、料金滞納者に関する納付方法の見直しも含めて、営業所における待機体制を見直し、待機手当230百万円の削減を図られたい。</p>	<p>料金収納業務の効率化のため、コンビニエンスストアでの料金収納情報の即時取得システム（コンビニVAN）を平成18年7月に導入した。</p> <p>さらに、未納カード分の料金をコンビニエンスストアで支払えるようコンビニ専用支払書を導入のうえ、営業所の待機を平成19年1月に一部廃止、平成19年4月に全部廃止することを平成18年8月に決定し、公表した。</p> <p>これに伴い、待機手当230百万円はすべて削減する。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-31 (123)	意見	支所・営業所における給水待機体制の見直し	<p>夜間および休日の給水待機者は、支所において一律に7名(ほか営業所に2名待機)となっており、年間で792百万円の待機手当が出されている。しかし、給水待機時の出勤は、給水装置の漏水調査等や給水停止栓の開栓などが多くを占め、緊急を要する事故等の発生は少ない。</p> <p>現状の待機体制を費用対効果の側面を含めて検討し、給水課併設営業所配置2人体制の見直しなど、待機体制の見直しを図り、待機手当支給額の縮減を図られたい。</p> <p>また、待機日誌についても待機時の出勤理由を分析し、合理的かつ効果的な待機体制にするよう改善されたい。</p>	<p>平成17年4月、全支所における平成15・16年度の出動分析を行った。</p> <p>さらに、平成18年4月、新体制の配置計画を策定し、水道局待機勤務規程を改正した。</p> <p>給水待機については、漏水など突発事故、他企業工事に伴う管路損傷事故、水質事故等の緊急対応を基本とした、必要最小限の体制に見直しを行い、待機者14名を削減した。これにより待機手当190百万円の縮減を図った。</p> <p>今後も組織再編等に併せ必要に応じて見直しを行っていく。</p> <p>&lt;平成15年度&gt; 63人体制 792百万円 &lt;平成18年度&gt; 49人体制 602百万円 &lt;効果&gt; 14人減 190百万円</p>	改善済
1-32 (126)	意見	お客さまセンター開設後における営業所営業係の業務の効率化	<p>センター全面稼働後の営業所営業係は、料金に関するチェックリストの処理やデータ入力等の料金に関する業務が残るが、これらの業務遂行のために、現在の営業所営業係の体制で、職員数の64%、187人(推計)を配置しているが、業務の効率性を踏まえた分析を実施し、営業係のより効率化を求めていく必要がある。</p> <p>全面稼働後は、営業係が担う業務を精査し、営業所の係の再編や、業務の集中管理化、さらには可能な限り民間への業務委託化を行い、より効率的、経済的運営を実施することで、お客さまセンター開設に伴う開設費用の早期回収や費用対効果の拡大を図られたい。</p>	<p>平成18年4月のお客さまセンター全面稼働に伴い、営業所営業係については、お客さまセンターへの電話受付業務移行に併せた見直しを行い、69人の人員削減を実施した。</p> <p>さらに、一層の業務効率化として、平成19年4月から営業係と庶務係を統合することとし、21人の削減を図ることとした。</p> <p>この結果、平成19年4月の営業係としての体制を171名とした。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-33 (128)	意見	営業所の効率的な業務再編の取り組み	<p>営業所において諸種の業務を行っているが、</p> <p>お客さまセンター全面稼働に伴う営業係の受付業務の大幅な縮小</p> <p>検針係における点検票の審査事務等の外部委託を含めた業務の効率化</p> <p>収納係の徴収整理の外部委託を含めた業務の効率化</p> <p>を実施することにより、29ある営業所における人的配置の縮小が可能となることから、業務内容の再編やデータの集中管理化を実現し、固定的に発生する営業所の維持コストの削減も含めて、業務の効率化を図り、営業所の業務再編に取り組まれない。</p>	<p>平成17年5月に将来的な営業所のあり方を策定し、お客さまセンターの全面稼働及び検針・徴収整理業務の外部委託化等の業務効率化を推進している。</p> <p>平成18年7月には、足立東・西営業所、江戸川南・北営業所を統合し、29か所の営業所を27か所とした。</p> <p>今後とも営業所の適正配置を図っていく。</p> <p>足立...59名 49名 10名削減 江戸川...58名 49名 9名削減</p>	改善済
1-34 (130)	意見	西部支所と場所を同じくする部所の財、サービスの共同利用と間接部門業務の統合等の促進	<p>間接部門である庶務課の業務は、どの部署でも同一ないし類似のものが多い。</p> <p>より一層の効率性、生産性を向上させるために、西部支所、西部建設事務所、水道特別作業隊の複数の部署が配置されている和泉庁舎の人的、物的資源の共有化を図りつつ、その有効利用を図られたい。</p>	<p>1 文書等交換業務の統合化</p> <p>平成17年3月に3部署による輪番制の文書交換業務の試行を行い、平成17年4月から本格実施し、年間の車両燃料費76千円の経費と二酸化炭素量1,593kgco2/年の削減を図った。また、主に文書交換業務に従事していた西部支所庶務課所属の嘱託員1名を削減し、報酬費2,567千円/年(平成17年度予算ベース)の削減を図った。</p> <p>2 庁舎内会議室の共有化</p> <p>平成17年3月に「和泉庁舎会議室予約データベース」を構築し、各所属の管理としていた会議室の共有化と電子管理を実施した。</p> <p>3 情報の共有・省資源化</p> <p>平成18年3月、3部署の共通ネットワークに「和泉庁舎連絡掲示板」を設定し、これまでの紙による連絡等を電子化し、情報の共有化と省資源化を図った。</p> <p>なお、今後も統合可能な業務の具体策の検討を継続し、対応可能なものから順次実施する。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-35 (132)	意見	江東区新砂の土地 借地料の契約条件の 見直し	<p>東部第一支所の庁舎用地のうち、750.3㎡は、支所開設当時の平成元年からJR東日本および東京メトロから年間10,975千円で賃借しているが、土地の評価額の低落傾向を反映していない。地価をもとに算出すると借地料は約7,124千円で年間3,800千円相場より高い。賃貸借契約は、「貸主からのみ、賃料を改訂することができる」とされているが、契約の平等性、合理性に欠ける。</p> <p>借地料を適正水準に近づけるため、契約条項の改定を粘り強く交渉されたい。</p>	<p>平成17年4月、8月、11月、12月及び平成18年2月に、直接訪問及び公文書の送付により2社と交渉を行い、契約条項に平等性、合理性が欠けることを訴え、賃料の値下げ等について要望した。しかし、両社から契約条項の見直しについて了解を得ることは出来なかった。</p> <p>今後とも、契約改定期には、契約条項の改訂及び賃料の値下げについて検討してもらおうよう、粘り強く交渉を続けていく。</p> <p>1 JR東日本について 借地料の軽減を図るため、借地範囲の見直しについて交渉を行い、一部返還について了解を得たので、平成18年8月末をもって返地した。 (86㎡・年間軽減額約125万円)</p> <p>2 東京メトロについて 今回の契約改定時には見直しを検討する旨、回答を得た。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-36 (134)	意見	業務委託における特命随意契約の見直し	<p>平成15年度業務委託契約1,162件、266億円のうち、少額以外の理由での随意契約は、636件224億円あり、件数ベースで55%、金額ベース84%を占める。委託開始当初から随意契約とされた案件でも、その後、民間事業者の受託能力が向上しているものもある。</p> <p>現在、特命随意契約で業務委託しているものについて、より一層の精査を行い、今後の社会状況や局事業運営等も十分に勘案しつつ、可能な限り競争性を向上させるためにも入札方式を採用するよう取り組まれない。</p>	<p>1 随意契約の調査、再点検                      特命随意契約について、あらためて、契約目的達成上妥当か又局事業の利益増進につながるかとの視点に立ち、全件調査を実施した。                      その結果、平成16・17年度で32件の契約方式を変更した。さらに、平成18年度では、競争入札等に変更済48件、変更予定68件となっている。                      平成17年度業務委託契約1,236件299億円のうち、少額以外の理由での随意契約は、535件253億円であり、件数ベースでは43%、金額ベースでは84%となっている。今後は、検針委託等の競争入札化により、件数ベースで36%、金額ベースでは67%となる見込みである。</p> <p>2 審査体制の強化と継続的な見直し                      特命随意契約をより客観的・的確なものに限定していくため、平成18年4月から特命随意契約理由チェックシートによる確認、事前審査の強化、特命理由審査会の設置等を実施している。                      今後、継続的な業務委託については、社会状況の変化や契約条件の見直し等によって競争入札等に変更可能となっていないか毎年見直しを図り、可能となったものから順次、競争入札等に変更していく。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-37 (137)	意見	事務所等における委託契約の入札に関連した競争性の確保	<p>現在、各支所および各事業所の3,200万円未満の契約は、公募の手続が取られていない。</p> <p>競争性を高めるため、経理部契約課における500万円以上の契約と同様に、それ以外の部署についても、500万円以上の契約について、公募手続を実施するよう、図られたい。</p>	<p>平成17年度契約では、事業所における500万円以上の業務委託（清掃・草刈等）41件を公募とした。</p> <p>また、平成18年度契約からは局全体として、予定価格300万円以上の委託契約を含む物品入札案件を対象にインターネット公募を行い、さらに、予定価格160万円を超える購入、100万円を超える委託などについて電子入札を導入した。</p>	改善済
1-38 (139)	意見	委託検針業者との継続随意契約の見直し	<p>委託検針業者との随意契約が7件、うち5件は実質同一内容の継続契約で、18～25年にわたって継続されている。</p> <p>一者との随意契約ではないものの、随意契約として長期間継続していることは、透明性、競争性の観点から問題がある。</p> <p>資格審査による業者の選定や複数年契約など、安定的な業務履行を確保する方策を講じつつ、透明性を確保し、競争性が発揮できる契約方法の導入を図られたい。</p>	<p>検針業務委託については、23区を13ブロック化し、そのうち荒川区・台東区・墨田区を1ブロックとして、平成19年4月に競争入札を導入することとし、平成18年9月に公表した。</p> <p>今後、履行状況を検証しながら、ブロックごとに順次競争入札へ移行していき、平成22年度までにすべてのブロックで競争入札を実施する予定である。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-39 (143)	意見	工業用水道事業の 廃止を含めた抜本的 な経営改革	<p>工業用水の需要は昭和49年度の37万<sup>3</sup>をピークに現在6.5万<sup>3</sup>にまで減少し今後も減少が想定されている。収支は特定年度を除き、継続的に赤字基調で、一般会計からの繰り入れは、毎年10億円となる。</p> <p>赤字要因としては、需要量の減少に加えて、国が基準料金を定めているため、適正な原価の回収が図れず、現在の料金は昭和61年の48円/<sup>3</sup>のままである。</p> <p>国に対し、基準料金の要件緩和などを要望していくとともに、地下水揚水規制のあり方を踏まえた上で、工業用水道事業の廃止などを含めた抜本的に経営を改革することについて、関係各局と、より具体的な検討を進められたい。</p>	<p>平成17年9月及び平成18年9月、基準料金の要件緩和について、工業用水道協会を通じ基準料金制度の見直しを国へ要望した。</p> <p>また、平成18年7月に都が公表した「行財政改革実行プログラム」において、工業用水道事業の廃止を含めた抜本的な経営改革について、水道局など関係各局で検討を進めていくことを明らかにした。</p> <p>このことを受け、平成18年9月、知事本局を中心とした部長級の検討会を庁内に設置し検討を進めている。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-1 (164)	意見	指定管理者制度を見据えた人員配置の見直しの必要性	<p>事業団や民間の社会福祉法人に運営委託している都立施設は、平成18年度から指定管理者制度が適用となり、改めて公募により指定管理者を選定することになる。</p> <p>事業団が受託する都立施設は、福祉保健局で設定された人員が様々な職種で加算配置されているが、調布福祉園の例を参考に、他の都立施設においても、実態に見合った人員配置について検討し、見直す必要がある。</p> <p>福祉保健局は、指定管理者制度を見据えた適切な人員配置基準を再構築し、サービスを維持しつつ経費節減を実現されたい。</p>	<p>指定管理者の募集に際しては、民間施設の配置基準を踏まえ、人員配置の見直しを行ったうえで、施設ごと・職種ごとに必要な職員数を提示した。これを受けて事業団は、局が提示した職員数を満たした人員配置の見直しを行い、また契約職員制度の導入を織り込んだ計画を提出した。</p> <p>なお、指定管理者の指定にあたっては、上記の計画に基づいて選定委員会の審査を実施した。</p> <p>この結果、3年間の指定を受けた14施設について、平成18年度の人件費は平成16年度と比較して約3億6,000万円の節減効果が見込まれている。</p>	改善済
2-2 (171)	意見	事業団施設と民間施設との比較による競争力の確保	<p>事業団施設の場合、ほとんどが都派遣職員で構成され、勤続年数が長く年齢構成が高いため、民間施設の人件費と比較して極めて高い状態にある。</p> <p>指定管理者制度では、事業団も民間の社会福祉法人と公募において競い合い、指定管理者に選定されなければならない。このことを十分に認識し、事業団においては、職員構成の見直しや人事・給与制度の改正など、事業運営の抜本的な改革が必要と考える。</p> <p>事業団は東京都と協議の上、非常勤職員の活用などによる人件費の縮減や諸種の問題についての改善策を早急に策定し、実施されたい。</p>	<p>事業団が指定管理者に応募するに際しては、民間施設の配置基準を踏まえたうえで、施設の現状に応じた人員配置の見直しを行った。さらに、指定期間（3年間）を踏まえ、福祉職及び看護師に3年契約の契約職員制度を導入し、都から派遣される常勤職員の一部を契約職員に振り替えた。</p>	改善済



番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-3 (173)	意見	指定管理者制度における管理代行方法の構築	<p>民間施設では、より柔軟な運用が可能となっているが、都が委託する都立施設は、経費項目ごとに積み上げた委託基準の範囲内で施設運営を行うこととなっているため、項目間での運用等柔軟な運営を行いたい現状にある。</p> <p>指定管理者制度の導入に当たっては、こうした現行の委託方法にとらわれることなく、サービス推進費補助の手法を組み合わせるなど、施設運営法人の効率的かつ効果的な施設運営が可能となる管理代行方法を構築されたい。</p>	<p>指定管理者制度が導入された平成18年度からは、指定管理料については従前の費目ごとに細分化された委託基準を「人件費」「事務・事業費」「建物維持管理経費」の3区分に大括りした基準に基づき、管理代行を行っている。これにより、従来より柔軟な運用を行うことが可能となった。</p>	改善済
2-4 (174)	意見	指定管理者制度導入時における公募条件とプロセス	<p>指定管理者制度が導入され、事業団が運営受託している福祉施設も原則として、公募による運営法人選定のスクリーニングを経ることとなる。</p> <p>事業団は、都の監理団体であることから、都民の目が、事業団改革の推進に資する公正な公募となるかどうかにかま集まることは必然である。</p> <p>都による法人選定の際、選定基準および選定プロセスが、事業団にとってのみ有利にならないような条件設計を行い、その内容を公開したうえで、公募されたい。</p>	<p>指定管理者の指定にあたっては、募集要項中に指定管理者の選定基準（選定項目及び内容）を明示した。指定管理者選定委員会は、学識経験者、公認会計士等の外部委員を必ず含む構成で開催し、選定経過及び選定理由等については、ホームページに公表した。</p> <p>なお、今後民間移譲が予定されている施設については、頻繁な運営主体の変更による利用者への影響を最低限にとどめるため、民間移譲までの間は事業団を特命で指定することとした。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-5 (177)	意見	<p>児童の質的变化に対応した児童養護施設の体制の整備</p>	<p>近年、児童養護施設に入所する児童は、被虐待や養育放棄などへと変化しており、家族を養育可能な状態に誘導していく必要がある。また、被虐待等による入所児童は増加傾向にあり、その対応は、都立施設だけではなく、社会的養護全体のあり方にかかわる課題となっている。</p> <p>処遇困難児童が円滑に受け入れられる体制を整備し、児童一人ひとりの状況に応じた援助が行えるよう、社会的養護全体のあり方を検討し、効率化が求められている都立施設の民間移譲などを含め、中長期の計画を構築し、実現されたい。</p>	<p>1 個別処遇の充実                      家庭で暮らせない子供をより家庭的な雰囲気の中で養育するため、「次世代育成支援東京都行動計画」の中で社会的養護に占める家庭的養護の割合を平成17年度から平成19年度の3年間で15%から30%にする目標を設定し、残る70%については引き続き施設での養護を図っていく。</p> <p>2 処遇困難児童の受入促進                      平成17年度から、精神科医や心理職員を配置するなど治療ケア機能を強化したサテライト型施設を1か所モデル実施した。今後はこの検証を行いつつ本格実施について検討していく。</p> <p>3 社会的自立の促進                      児童養護施設退所児童の社会的自立を援助する自立援助ホームを平成17年度は3か所、平成18年度は1か所実施し、平成18年度末で12か所となる。</p> <p>4 施設職員の資質向上                      平成15年度から平成17年度に民間児童養護施設のコア人材職員を養成するため、都立施設への実習による研修を実施した。</p> <p>5 都立施設の民間移譲への取り組み                      平成18年4月に中井児童学園を移譲するとともに、平成19年4月には伊豆長岡学園を移譲する予定である。その他の施設は、平成18年2月策定の「福祉・健康都市東京ビジョン」の中で、平成21年度以降に条件の整った施設から順次民間移譲を進めることとした。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-6 (187)	意見	児童養護施設の効率的な調理員の配置	<p>児童養護施設の1食単価が平均1,026円で、障害者（児）施設の平均817円と比較して高いのは、学校給食により平日の昼食の食数が少ないにもかかわらず、調理員が常勤で配置されていることにより、食材以外の間接コストが単価を押し上げる結果となっているからである。調理員の配置について、業務の効率性の観点から適正な配置へと見直す必要がある。</p> <p>また、児童養護施設は、寮内に台所があることから児童と一緒に朝食のおかずなどを寮内で作れるようにすることで、職員と児童、児童と児童との協調性、児童の自立性の確保等ができると思う。</p> <p>調理員の柔軟な配置を実現し、業務の効率化を図りたい。</p>	<p>平成18年度は平成17年度と比較して、施設全体で常勤3名、非常勤3名の削減を図った。また、出張調理（平成17年度 133回実施）や自主調理（平成17年度 357回実施）など寮内調理をモデル実施し、その結果等を踏まえ、子どもの生活様式や日課にあった合理的・効果的な改善策を検討している。</p> <p>さらに、平成18年3月国通知に基づき、児童養護施設においても調理業務担当者の外部からの派遣受入が可能となったため、今後職員の退職により欠員が出た場合においては、原則として派遣の受入や非常勤の採用で対応する。</p>	改善済
2-7 (187)	意見	障害者施設の調理費用の再検討	<p>七生福祉園（者）と日野療護園は、1食当たりの調理委託費がそれぞれ192円と460円であり、両施設間では268円（2.4倍）の大きな差が生じている。施設によって、障害程度の差によりミキサー食の追加コストの発生等も考慮しなければならないが、調理にかかる経費があまりにも違いすぎる。</p> <p>各施設の調理委託の実施体制や仕様内容について情報交換等を行い、コストの縮減に向けて検討し、調理費用の改善に努められたい。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>標準仕様書の改訂 障害者施設栄養士業務連絡会の検討を経て給食業務委託仕様書を改訂し、仕様内容の標準化を図った。</li> <li>契約方法の見直し 給食業務委託契約の入札条件や契約期間などを見直し、契約額の低減とサービスの質の確保の両立を図った。 こうした改善により、平成18年度の障害者施設の調理費用について、平成15年度に対して約2,500万円の縮減が図られた。</li> </ol>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-8 (187)	意見	事業団の受託している施設間の食材単価の効果的な情報交換	<p>平成15年10月の食材購入単価について、事業団が受託している児童養護施設では、施設間で牛乳は1.6倍、豆腐は1.9倍、こんにゃくは2.0倍の価格差があり、障害者（児）施設では、施設間で牛乳は1.3倍、豆腐は1.8倍、こんにゃくは1.9倍の価格差があった。</p> <p>食材購入については、一括購入は難しいとしても、食材の「より良いものをより安く」購入できるよう施設間の食材単価に関する情報交換を有効に実施して経済性と効率性ある食材の購入に努められたい。</p>	<p>1 児童養護施設栄養士業務連絡会の開催 食材購入価格や献立表について情報提供、情報交換するとともに、各施設の食材価格が高いと思われる食材について低減を促し、この結果、平成18年1月には、児童養護施設では、牛乳は1.6倍が1.3倍へ、豆腐は1.9倍が1.8倍へと、障害者（児）施設では、豆腐は1.8倍が1.4倍へと、各施設間での価格差が縮小した。さらに、定期的な店頭価格調査の周知・徹底を図った。（なお、こんにゃくについては、使用頻度が減ったため調査対象外とした。）</p> <p>2 標準仕様書の改訂 給食業務委託施設（障害者施設）では、給食業務委託契約及び利用者等給食材料購入契約の標準仕様書を改訂し、食材価格の低減と品質の維持とを両立できるよう改善を図った。</p>	改善済
2-9 (188)	意見	授産施設の有効活用	<p>大泉就労支援ホームは、視覚障害と他の障害が重複している利用者に必要な訓練を行い、授産事業を通じて自立を支援することが目的とされているが、実質的には生活施設となっている。</p> <p>個々の利用者の地域生活移行や授産の可能性に応じてきめ細かく支援を行えるよう支援内容に検討を加えるとともに、他の施設と連携するなど施設の活性化を図られたい。</p>	<p>1 支援内容の改善 利用者の個別支援計画について、個々の利用者に応じた支援内容となるよう全ケースを検討し必要な変更を行った。 また、授産科目の多様化等について検討し、NPO法人による共同受注事業（メール封入作業）に参加した。</p> <p>2 練馬就労支援ホームとの一体的運営 平成18年4月から、社会福祉法人東京援護協会が練馬就労支援ホームと大泉就労支援ホームを一体的に管理代行しており、授産事業の多様化や生產品の共同販売など施設の活性化に取り組んだ。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-10 (189)	意見	障害者施設において利用者の能力をより発揮できる支援体制の充実化	<p>事業団が運営する障害者施設で行われている支援活動は、ハガキ作りなどの創作や文化活動などが中心であり、IT機器を利用者の支援に利用する取り組みは行われていない。</p> <p>障害の状況に応じてIT機器などを活用することにより、訓練の幅が広がり地域社会への移行などに活かされるものと思われる。</p> <p>現在の発達したIT機器などを活用した「支援方法の開発」に創意工夫を凝らして取り組まれない。</p>	<p>七生福祉園において、入所者とデイサービス利用者を対象に、シルバー人材センターを活用し、月5回（毎週金曜日、第4火曜日）外部講師を招きパソコン活動を実施している。平成18年度は、園便りを作成した。今後は、さらにレベルアップを図れるよう、日中活動で生産した腐葉土や生しいたけなどを販売する際のチラシ、ポスター等の作成を検討している。</p>	改善済
2-11 (193)	意見	東京都社会福祉総合学院通学課程の運営方法の抜本的な見直し	<p>リカレント教育を行っている東京都社会福祉総合学院の通学課程は、定員80人に対して、平成15年度の入学者は62人、平成16年度は、36人となっている。</p> <p>定員割れになっている理由として、福祉現場に携わる社会人は、変則勤務従事者も多く、また、学院への通学が比較的不便であることや、新たな資格の取得に結びつかないこと等が考えられる。</p> <p>民間機関や区市町村においても多様な福祉教育が実施されている実情を踏まえ、他の福祉系大学院や専門職大学院との提携等や、受講者が少ないコースの閉鎖、都が保有するより交通の便の良い施設への移転などを検討して、学院通学課程の運営方法を抜本的に見直しされたい。</p>	<p>社会福祉総合学院が実施している福祉人材養成事業を平成18年度末で終了した。なお、今後卒業生の管理については、事業団本部で行う。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-12 (197)	意見	東京都社会福祉総合学院の運営の改善	<p>学院の建物は、特定の学校法人に5年間の定期建物賃貸借契約を結んでおり、建物の90%相当部分は学校法人が使用している。また、賃貸料収入は、収益事業として計上されている。</p> <p>学校法人が、学院の建物を継続的に使用する可能性があるが、借入金償還額および利息相当額は、すべて都からの補助金として事業団に支出されており、今後、平成22年までに約18億円、累積で約21億円が都から支出されることが見込まれている。</p> <p>平成15年度の賃貸料は56,700千円であるのに対し、その維持コストは、所有地の地代を考慮しなくても現在の賃貸料より大きな費用である。</p> <p>施設の活用状況を見ても、シャワー設備付きアリーナ、防音装置付きピアノ練習室およびOA室等の利用度はきわめて低いままになっている。</p> <p>学院運営の実態を踏まえ、都からの補助を極力削減できるよう、学院の運営のあり方について抜本的な見直しを図られたい。</p> <p>この場合、現在の資産の活用方法については、事業団・局内だけではなく、都全体としての有効活用を含めて検討されたい。</p> <p>なお、事業団が契約を更新する場合には、賃貸料等の改定交渉を行うなどの対策を講じられたい。</p>	<p>平成18年度末で社会福祉総合学院を廃止した。</p> <p>「土地等無償貸付契約」の平成18年度末解除をし、「定期建物賃貸借契約」の平成18年度末契約満了に伴い、平成19年4月に都へ建物無償譲渡を行った。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-1 (199)	指摘	学院における物品 管理指導の改善	<p>現地を实査した際、物品に付されたシールに記載されている所在場所と実際の物品の所在場所が異なるものが散見された。本来、借受者が定期的な実施すべきである現品と台帳の照合が十分に実施されておらず、台帳に記載された物品のうち、一部のものの所在が不明であることが判明した。</p> <p>事業団は、定期的な借受者に現品と台帳を照合することを求め、毎年度末に保全物品一覧台帳を提出させることを含め、物品管理指導を徹底されたい。</p>	<p>事業団本部では、貸与物品等取扱要領に基づき、借受者に現品と台帳を照合させ、結果報告・保全物品一覧台帳を提出させるなどの指導を行った。この結果、借受者が定期的な物品管理を徹底している。</p>	改善済
2-13 (201)	意見	本部業務の改善等 の必要性	<p>事業団本部には、理事長を含め24人が在職しており、平成15年度では直接人件費113,475千円を含め約3億円の経費が発生している。</p> <p>平成18年度から指定管理者制度が導入され、民間との競争が激化してくるので、この高コスト体質を抜本的に改革していかなければならない。</p> <p>都と協議し、本部体制のスリム化を徹底して行うなど、諸種の施策を積極的に実施されたい。</p>	<p>事業団本部事務の見直し・効率化等を図り、平成17年度に1名、平成18年度に5名削減し、本部体制をスリム化した。この結果、平成18年度の直接人件費は平成15年度と比較して約2,700万円の節減効果が見込まれる。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-14 (201)	意見	管理会計を認識した損益計算書の作成と有効な活用	<p>事業団では、施設ごとに会計を行っているが、本部経費を各施設に配賦した後の損益計算書を作成していない。</p> <p>本部経費配賦済損益計算書を作成した上で、各施設の有効な管理目的に活用されたい。</p>	<p>本部経費について、各費目ごとに各施設の実績額や職員定数比により按分等した調整額を各施設の施設会計に振り分け・合算し、平成16年度及び平成17年度決算を作成した。</p> <p>当該決算を活用することにより、経営状況について分析し、更なる経営改善を目指し、各施設における予算執行に有効活用をしている。</p>	改善済
2-15 (203)	意見	苦情解決の対応	<p>事業団では、苦情に適切に対応するため、民生委員等の第三者委員や、施設によっては「苦情解決委員会」等を設置するなど、苦情解決の仕組みが整備されている。</p> <p>ところが、平成15年度、石神井学園では、苦情解決委員会が1度も開催されていない。千葉福祉園では、2回開催されているが、議事録等が作成されていない。話し合いによって解決しているケースがあるが、その場合でも十分な記録の整理が行われていない。</p> <p>苦情内容および経過と結果を書面に記録して整理すること、苦情申立人が第三者委員への報告を拒否した場合を除き一定期間ごとに第三者委員（苦情解決委員会）に報告し必要な助言を得ること、職員等に周知を図り苦情解決・改善に向けた意識の醸成を行うことなどにより、施設運営のサービスの向上に努められたい。</p>	<p>各施設の苦情解決体制を再構築し、職員に苦情解決・改善に向けた意識の醸成を図った。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 記録様式を要綱に盛り込み、苦情内容及び解決・改善までの経過と結果を書面に記録して整理した。</li> <li>2 苦情解決委員会開催時には議事録を作成することとした。</li> <li>3 第三者委員を設置し、直接苦情を受けられる体制を整備した。</li> <li>4 要綱等で苦情の受付方法、第三者委員の関わり方、解決の手法、解決結果の公表等の取扱いを明確にした。</li> <li>5 施設内の掲示やパンフレットの配布により苦情解決の仕組みを周知した。</li> </ol>	改善済



番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-16 (205)	意見	児童養護施設の事故記録の整備と再発防止に向けた職員の意識啓発	<p>児童養護施設では、「利用者事故報告書」をその都度作成しているが、その後の処理結果等を、記録として整理していない施設があった。</p> <p>各施設において、事故の記録を整理するとともに、事業団本部においては、職員を対象にした研究会の開催など、職員の事故に対する意識啓発を積極的に進め、再発防止の体制整備に努められたい。</p>	<p>各施設での事故状況と要因分析をまとめるとともに、事業団本部において、全施設を対象とし、事例研究発表会やリスクマネジメント研修を実施するなど、職員の事故に対する意識啓発を進めた。また、各施設に対し、リスクマネジメント推進の取り組み方針を通知し、事故防止マニュアルを作成・配布するなど、事故の再発防止に向けた対策に取り組んだ。</p>	改善済
2-2 (207)	指摘	委託料により購入した物品の適切な管理	<p>事業団は、都との契約に基づき、施設、付属設備および物品の維持管理を受託しているが、各施設で、現存していない物品が保全物品整理簿に相当数記載されていた。</p> <p>保全物品整理簿と現品を年度末に照合した上で、都に報告するとともに、有効に物品管理をされたい。</p>	<p>台帳（保全物品整理簿）と物品の照合を年度末1回のみから四半期ごとに点検するよう改めるとともに、購入による増加や使用不適品の発生等の異動状況を随時記述して整理するなど、適正な物品管理体制を構築した。四半期ごとに整理した台帳は、各施設から事業団本部に提出のうえ、年度末には都に報告した。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	措置状況
2-17 (208)	意見	職員のメンタル面でのサポート体制の充実	<p>事業団の職員は、メンタル面のカウンセリング等を受けることができるが、利用頻度が極めて低い。</p> <p>職員にメンタルヘルス相談ができることを周知・徹底し、メール相談の追加など、業務委託契約をより有効に活用しつつ、実効性のあるメンタル面でのサポート体制を充実させたい。</p>	<p>面接及び電話相談、定期的な利用状況の報告に加え、新たにメールによる相談・カウンセリングを平成17年度業務委託契約に盛り込むとともに、新たなパンフレットを作成し、全職員にPRした。</p> <p>この結果、平成17年度の面談による相談件数は、平成15年度の3件から26件へと増加した。</p>	改善済
2-18 (210)	意見	より利用者の視点に立った福祉サービス第三者評価結果の情報提供	<p>第三者評価制度が導入された最大の目的は、利用者の選択を支える仕組みとして機能することである。</p> <p>各施設においては、独自に公表しているが、広く都民がインターネットで第三者評価結果を検索することは容易ではない。</p> <p>事業団本部が各施設に助言、指導して、各施設のホームページに第三者評価結果のサイトへのリンクを設定されたい。</p>	<p>平成16年12月には全施設のホームページに第三者評価結果サイトへのリンクを設定したほか、園だよりへの掲載や保護者会等での説明、園内の掲示板での掲示等、各施設が独自の公表を行っている。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-19 (210)	意見	福祉サービス第三者評価結果の有効活用	<p>第三者評価制度を有効に活用するためには、各施設が評価結果を真摯に分析し、他施設の評価結果との比較、自己評価結果との比較を行って、要改善事項を認識し、積極的に改善に向けて取り組んでいくことが必要である。</p> <p>事業団は、平成15年度の第三者評価結果を受けて、平成16年度の改善計画の策定など、改善に着手しているが、継続的な改善状況の把握を含め、各施設における福祉サービス向上のための取り組みを充実されたい。</p>	<p>平成15年度第三者評価結果を受け、各施設が改善の必要な事項について改善計画を策定するとともに、事業団本部では各施設が継続的な改善を行うよう、改善計画の全体的な進行管理を行った。この結果、すべての事項について平成17年3月までに改善が達成された。</p>	改善済
2-20 (216)	意見	ペイオフ解禁対策の実施	<p>事業団として、平成17年4月1日解禁予定のペイオフ対策につき、いまだ具体的な対応方針が策定されていない。</p> <p>現状では、口座開設は施設に任されており、中小金融機関の普通預金口座に億単位の残高があるケースや、同一金融機関支店に最大6種類もの普通預金口座が存在する場合もあった。</p> <p>早急にペイオフ解禁に向けた対策につき事業団内部で決定し、普通預金口座等から決済用預金口座への移管、経営健全性の高い金融機関への変更、安全性の高い債券等での運用等を含めた、安全かつ効率的な資金運用を図られたい。</p>	<p>平成17年2月に「資金管理要綱」及び「資金管理方針」を策定した。平成17年3月に全ての施設で決済性口座への移管等手続きを行い、安全な資金管理を行っている。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
3-1 (230)	意見	都民芸術フェスティバルの改革の必要性	<p>都民芸術フェスティバルは、35年の時の流れを経て、当初の使命は果たされたと考えられる。</p> <p>補助事業として継続していく以上、全体を貫く具体的なコンセプトを確立したり、実施期間を集中化することなどにより事業の一体性を高めるとともに、若手芸術家の人材育成などの都としての新たな視点を導入することを含め、限られた財源を有効に活用できるように、都民芸術フェスティバルの従来からの事業執行方法を大胆に改革されたい。</p> <p>なお、見直しに当たっては、実施可能なものについては、できるだけ速やかに実施されたい。</p>	<p>1 「東京都の文化施策を語る会」における議論 「東京都の文化施策を語る会」の「東京都への提言」を踏まえ、平成18年5月に策定した「東京都文化振興指針」においても、都民芸術フェスティバルの再構築を「創造的な文化を生み出す都市・東京」を目指す30の取組の1つとして、以下のとおり位置付けた。</p> <p>(1) 舞台芸術等の制作・発信を支援 ・助成金の交付にあたり、芸術文化団体等との連携や、公募制の導入など競い合いによる質の向上を促すことにより、発信力の高い舞台芸術の公演を支援した。</p> <p>(2) 社会環境の変化に応じた事業実施手法等の見直し ・現代演劇分野への公募制の導入や児童演劇分野の子ども向け舞台芸術参加・体験プログラム事業への統合など、文化を取り巻く社会環境の変化や都民ニーズに対応した実施手法等の見直しを図った。</p> <p>(3) 伝統文化の継承 ・世界に誇りうる伝統文化の継承・発展を目的として、能楽や日本舞踊など伝統芸能分野の芸術文化団体の公演に助成し、各分野の格調の高い舞台の鑑賞機会を都民に提供した。また、能楽に親しむことを目的として、舞や鼓・笛などを体験できるワークショップと演目などの解説をつけた親しみやすい公演を、平成19年1月及び2月に実施した。</p> <p>・地域文化に根ざした獅子舞や祭囃子などの民俗芸能については、活動の励みとなるような晴れ舞台として、各地域の民俗芸能が一堂に会する発表の場を提供し、保存・伝承を図った。また、平成19年2月に実施した東京マラソンとタイアップし、発表の機会を提供した。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
				<p>2 各文化団体との意見交換の実施  競い合いを導入するなど、指針を踏まえ、平成17年4月以降、新進芸術家の人材育成や普及活動の工夫などについて、参加13文化団体と延べ54回に渡る意見交換を実施した。</p> <p>3 フェスティバルの再構築  ・平成17年度から現代演劇の分野に公募制を導入した。  ・平成17年度から事業の一体性を高めるために、各公演団体のチラシやパンフレットに、「2006都民芸術フェスティバル」という統一表記の掲載を実現した。  ・平成18年度からポピュラー分野を廃止するとともに児童演劇分野を子ども向け事業に統合した。</p> <p>なお、実施期間の集中化については、各芸術文化団体と意見交換をしたが、公演会場を2、3年前から押さえていることから、平成17年度での対応は困難であり、引き続き意見交換をしながら、徐々に短縮していく。</p>	

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
3-2 (231)	意見	都民芸術フェスティバルの参加団体の活性化	<p>都民芸術フェスティバルの補助金等交付団体が固定化していると同時に、過去5年間における各団体に対する補助金交付額は、ほぼ比例的に削減しており、配分比率はあまり変化していない。</p> <p>補助事業の膠着化を防ぎ、補助金等交付対象団体の固定化を避けるとともに、一律的削減を是正するために、以下の取り組みをされたい。</p> <p>公演内容の公募等による分野別の「競い合い」の導入 斬新な発想をもったプロデューサーやコーディネーターを入れた審査の機関を設置 都の事業目的等を反映した審査基準を設ける</p>	<p>競い合いによる質の向上のため、平成17年度から現代演劇分野に公募制を導入した。 公募にあたっては、監査意見を踏まえ、以下のとおり新たな視点を応募要件にする、事業目的を反映させた審査基準を設定するなどした。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 コンセプト <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要なキャストや演出家、照明、音響スタッフなど将来有望な新進芸術家がステップアップできる機会を創設</li> <li>・若い芸術家が憧れる注目度の高い舞台を創造</li> </ul> </li> <li>2 応募の要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・演劇専門家が認める優れた公演であること</li> <li>・新進芸術家の育成に資するものであること</li> <li>・芸術文化の普及に努めるため、1,000円程度で鑑賞できる席を会場の収容人員の1割程度設定していることなど</li> </ul> </li> <li>3 審査機関の設置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・メセナアワードの審査員であり、オペラや歌舞伎などにも造詣が深く、演劇研修所の講師として若手育成に努めるなど斬新な発想を持つ外部の専門家である演劇評論家3名で構成した。</li> <li>・審査にあたっては、一次審査（書類審査）、二次審査（プレゼンテーション）という段階を設定した。</li> </ul> </li> <li>4 審査基準 <p>公演計画が下記の事項に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画性・創造性・独自性・話題性が認められる</li> <li>・新進芸術家の育成に寄与している</li> <li>・新たな観客層の拡大に努めているなど</li> </ul> </li> </ol>	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	措置状況
				<p>さらに、補助金等交付団体の固定化を避けるため、実施ジャンルについても見直しを行った。</p> <p>外部の専門家による公演内容の芸術的評価をふまえ、公演の出演者、内容、観客が固定化しているポピュラー分野を平成18年度から廃止した。</p> <p>児童演劇分野については、子どもたちが体験や公演を通して芸術家等と直接触れ合うことによる文化・芸術が果たす効果を考慮し、平成18年度から、都が実施している子ども向けの事業に統合し、都民芸術フェスティバルからは除外した。</p>	

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
3-1 (231)	指摘	都民芸術フェスティバルの評価の必要性和補助金等交付額等への反映	<p>都民芸術フェスティバル事業においては、交付決定後の補助事業の事後評価がとくに重要である。しかしながら、事業効果の把握方法としては、現地調査やアンケートなどを実施しているものの、有効な分析が行われてはいない。</p> <p>事業の評価手法の確実性を高めるために、事業の評価基準を作成するなど、客観的な事後評価を行う体制を構築し、補助金等交付額の決定および参加団体の選定に反映されたい。</p>	<p>1 舞台公演の内容評価 事業の評価については、以下のとおり多様な評価主体による様々な立場からの客観的・公平な総合的事業評価を実施した。</p> <p>(1) 観客へのアンケート調査 ・アンケートの回収率を向上させるため、平成17年度は抽選による江戸東京博物館のチケットプレゼント、郵送・FAXによる受付、携帯用鉛筆の添付を実施し、回答率は対前年度約3倍となった。 ・公演内容の満足度、鑑賞のきっかけ等、鑑賞者の傾向を把握した。 ・アンケートの結果により、公演内容については、80%以上が満足しているため、現在の水準を維持して公演を継続する。鑑賞者については、若者の割合が少ないため、インターネットやメディアなど新たな媒体を活用して、若者向けのPRを強化するとともに、若者が鑑賞しやすい仕組みとして、能楽や現代舞踊などに1,000円程度の学生席を設定した。</p> <p>(2) 担当職員（行政）による現地調査 ・行政の立場から補助事業の履行確認及び成果確認、観客の反応等を把握し、事業報告書の事実確認、改善を求めるにあたっての裏付け資料として活用した。</p> <p>(3) 専門家による評価調査 ・評価項目については、作品完成度、企画力など専門家の意見を聞きながら定めた。 ・専門的立場から公演の芸術的内容評価、補助金の効果等を検証した。（結果は「2 『事業評価』の反映」） ・芸術的评价等については、考え方が様々であるため、平成18年度からは複数の専門家に評価を依頼し、より客観的な評価を実施した。</p>	改善済



番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
				<p>2「事業評価」の反映 平成16年度から開始した専門家による評価等に基づき、翌年度の審査会における審査を経て、以下のとおり参加団体の選定や補助金等の交付決定に反映させた。</p> <p>(1) ポピュラー分野の廃止 ・補助金を有効に活用するため、平成17年度の専門家評価に基づき、ポピュラーを平成18年度から廃止した。</p> <p>(2) 児童演劇分野の転換 ・会場により入場率のバラつきがあり、「企画、作品の掘り起こし、演出など、観劇しなれていない子どもに対して更なる研究、工夫が必要」という専門家評価に基づき、平成18年度から都が実施している子ども向け事業に統合した。</p> <p>(3) 現代演劇の公募 ・平成17年度から現代演劇に公募制を導入するとともに、複数団体の選定が望ましいとの専門家評価を受けて、平成18年度から参加団体数を1団体から2団体とした。</p> <p>(4) 能楽の普及公演、民俗芸能の東京マラソンタイアップイベントを実施 ・観客の満足度が高く、専門家からは「レベルが高く、芸術的意義も大きい」という評価であった能楽分野については、一流の演者が揃う現行の公演は継続しつつ、平成18年度は能楽堂のない多摩地域で、これまで能楽に触れる機会の少ない方を対象に、舞や鼓・笛などの体験や解説付きの親しみやすい公演を実施した。また、観客の満足度が高く、「伝統文化の継承という目的から補助事業としての意義が大きい」との評価がある、民俗芸能については公演数を増やし、いずれも補助金等交付額の決定に反映させた。</p>	

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
3-3 (231)	意見	都民芸術フェスティバルのより積極的なPR活動の実施	<p>事業のPRが限定的で、あまり効果がなく、都民への周知が不十分であるため、以下のような現象が起きている。</p> <p>観客が高齢化し、しかも特定化する傾向があること</p> <p>若年層への広がりが少ないこと</p> <p>よって、ホームページの活用や団体との連携によるPR促進などにより、広く、一般都民が参加できるようにされたい。</p> <p>また、PR効果を高めるための話題づくり等の工夫をされたい。</p>	<p>PRについては、インターネットやメディアなど新たな媒体を活用し、強化した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 検索サイトの「YAHOO!」にバナーを掲載(クリック数26,895回)し、公演実施団体のホームページとのリンクを設定した。</li> <li>2 公演の写真を多用するなどホームページを充実させた。</li> <li>3 芸術に関心のある方が多く見られる「東京アートインデックス」や、観光関連部門との連携強化として、「東京の観光」、「Let's Enjoy東京」(東京メトロ)などのホームページでも紹介した。</li> <li>4 各公演団体のホームページやチラシに平成17年度から「都民芸術フェスティバル」の統一表記の掲載を実現した。</li> <li>5 無料招待席をチケットプレゼントとして活用し、TV9回、ラジオ2回、新聞16回、雑誌9回など様々なメディアで取り上げられた。</li> </ol> <p>また、平成19年2月には、多くのメディアが注目している東京マラソンとのタイアップイベントとして、都民芸術フェスティバルの民俗芸能大会(獅子舞や神楽など)のイベントを実施し、話題づくりとしてPRを図った。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	措置状況
3-2 (233)	指摘	補助金等の交付と精算に関する規定整備と調書作成	<p>補助金等の交付審査に当たっては、交付目的に該当するか、対象経費が適切か等について、審査することとしているが、審査をすべき項目と基準を定めた「審査項目一覧表」を作成していない。</p> <p>補助金交付の適正性を担保するためにも、補助率を明確にするなど補助金等交付にかかる規定を整備するとともに、「審査項目一覧表」を作成し、実施した状況と結果を明らかにした上で備置しておかれない。</p> <p>また、交付決定後の精算審査においても同様である。</p>	<p>1 審査項目一覧表の策定 ・補助金等の交付審査にあたっては、補助対象事業の目的は適切か、収支予算書の補助対象経費・補助対象外経費は適正かなど、審査をすべき項目と基準を定めた「審査項目一覧表」を作成し、平成17年度から活用した。</p> <p>2 規定整備 補助金交付の適正性を担保するため、規定を整備した。 (1) これまで「補助対象経費総額の90%以内」としていた補助率を、平成17年度から実績をふまえて「補助対象経費総額の1/2以内」に改正した。 (2) 公募制を導入した現代演劇分野では、公演計画の目安とするため、補助率に加え限度額を設定した。 (3) 伝統文化の継承を目的とした公演や全庁的に取り組む話題性のある事業とタイアップしたイベント等については、重点的に補助金を交付した。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
3-4 (235)	意見	花火大会に対する補助事業の効果分析の必要性	<p>東京都は隅田川花火大会に補助金等として3,520万円を交付している。花火大会は、住民の地元意識を高めたり、季節の風物詩として地域のイメージづくりに大きな効果があるとともに、経済的効果として、飲食や交通等にも大きな波及効果を生んでいる。</p> <p>また、民間企業とのタイアップなどによって、外国人観光客が観覧しやすいしくみをつくることにより、国際観光都市東京を売り出す夏の一つの目玉として、隅田川花火大会を活用するなど重要なことと考える。</p> <p>都としては、補助事業の効果について、その地域経済への効果も含めて、花火大会の費用対効果を把握するとともに、より有効な補助金等交付となるよう図られたい。</p>	<p>1 経済効果の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・花火大会時の各交通機関の利用者数や輸送力増強体制を把握した。</li> <li>・観客数の推移で見ると、平成14年度約93.5万人、平成15年度約95.2万人、平成16年度は約97.3万人と毎年2%程度増加したものの、平成17年度は約95.5万人、平成18年度約95.8万人とほぼ横ばいとなっている。</li> <li>・台東区発行の「観光客マーケティング調査報告書(平成16年2月発行)」により日帰り観光客一人当たりの消費額をみると5,421円となっており、花火大会には相当の経済効果があると考えられる。</li> </ul> <p>2 外国人観光客の誘致</p> <p>(1)花火に関する情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業労働局観光部及び観光財団に花火の情報を提供し、それぞれホームページに花火記事を掲載した。</li> <li>・Travel Information Magazine等の雑誌に花火記事が掲載された。</li> <li>・「東京都在住外国人向けメディア連絡会(平成18年6月8日実施)」において、花火大会に関する情報を提供した。</li> </ul> <p>(2)産業労働局では、シティセールス時にパンフレットで花火大会のPRを行っている。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
3-5 (237)	意見	東京国際映画祭への支出の費用対効果と国際的評価	<p>東京国際映画祭への都の支出額は平成15年度、16年度ともに3千万円である。コンペティション部門の授賞式には都知事が出席し、テレビ放映されるなど、PR効果があることは認められる。しかし、都はコンペティション部門の共催者として名を連ねているが、「東京」という都市をアピールするには、きわめて地味であり、十分とは言えない。</p> <p>都は共催者として、「東京」という都市をアピールする意向をより強く示すために、関係者への働きかけをされたい。</p> <p>また、東京国際映画祭は東京をアピールする絶好の機会であり、海外における評価を調査し、より評価を受けられるように、次回以降の事業に反映されたい。</p>	<p>1 東京国際映画祭を通じた「東京」の視覚的なPR                      (1) 平成17年度から下記の実施を行った。                      ・映画祭広報媒体(印刷物等)で、東京都ロゴマークの使用を始めた。                      ・映画祭公式プログラムで、東京のPR情報の掲載を始めた。                      ・東京観光情報センター等で、映画祭のチラシや冊子等の配布を始めた。                      (2) 平成18年度から観光部等の関係部署と連携し映画祭のPRを始めた。</p> <p>2 東京国際映画祭の評価を高めるための方策                      映画祭の評価は、映画制作者や配給会社などの映画業界関係者の評価が重要である。                      映画業界関係者の評価が高まれば、話題性のある作品が多く集まり、マスコミで取上げられる機会も拡大し、ひいては、一般における知名度も上昇することとなる。                      こうした観点から、映画祭事務局と都で提案を持ち寄り、協議を経た結果、                      ・平成17年度の映画祭から、映画制作プレゼンテーションの催し(TPG)を新設し、平成18年度には拡充させた。また、平成16年度に新設したコンテンツの売買機会(TIFFCOM)についても、以後拡充させている。このようなマーケット強化の取り組みを通じて、映画祭の評価の向上を図っていく。                      ・平成18年度から、映画祭の記者会見を行う際に、外国人記者クラブ会員や在日外国メディアに英文の「記者会見のご案内」を発送するなど、海外メディアへのPRを強化した。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	措置状況
				<p>また、東京国際映画祭に対する海外での評価を把握するための調査を行うよう同映画祭事務局に働きかけた結果、下記調査を実施し映画祭の一層の発展に努めるとの回答を文書で受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年5月開催のカンヌ映画祭など、映画祭にブース出展する際に、来場者アンケートを行う。</li> <li>・東京国際映画祭に来日する業界関係者にアンケート調査を行う。</li> <li>・国際映画製作者連盟が収集する、国際映画祭に係るデータの活用を図る。</li> <li>・内外の映画専門誌や新聞などの既存メディアにおける記事掲載状況等を調査する。</li> </ul>	

## 平成14年度包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

テ　　マ	指　摘　等 件　　数	措　置　状　況			
		改　善　済		改　善　中 一部改善済	未　措　置
		既通知済	今回通知		
道路の建設・管理運営	45	40	2	3	0
都市公園等の整備管理運営	57	42	15	0	0
監理団体の受託業務等の管理運営	42	39	1	2	0
合　　計	144	121	18	5	0

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	措置状況
1-3 (74)	指摘	看板等の道路占用の適正化のより一層の推進	<p>都道等を占有している看板は、都の指導等により、約1万1千件の適正化が行われたが、まだ約4万3千件が申請されていないこと、また、これらのうち、減免対象を除く物件について約15億円の収入調定ができていない。</p> <p>そこで、道路占有制度の都民への周知徹底を図った上で、占有許可の申請を促進することにより、不法占有の早期改善および徴収すべき道路占有料の徴収に努められたい。</p>	<p>改善計画に基づき、以下の取組を行い、看板の不法占有状態の適正化を進めた。</p> <p>1 PR活動の強化</p> <p>(1) 『広報東京都』に継続的に掲載し、都民への周知を図った。</p> <p>(2) 看板用のリーフレットを作成し、各事務所に配備するとともに、占有者・看板業者等へ配布した。</p> <p>(3) 「道の日」イベントの実施に際し、パネル展示やリーフレットの配布を行い、都民への周知を図った。</p> <p>(4) 都市整備局の主催する屋外広告物講習会に講師として参加し、看板業者に占有制度の周知を図った。</p> <p>2 未申請者への文書による督促</p> <p>(1) すべての未申請者及び不適合看板設置者に対し、文書を送付することで、申請の促進と不適合の改善を図った。</p> <p>平成17年度 発送件数 約16,000件 (適合 約11,000件 不適合 約5,000件)</p> <p>平成18年度 発送件数 約14,000件 (適合 約9,000件 不適合 約5,000件)</p> <p>3 大型看板等の集中的適正化</p> <p>(1) 大型看板所有者を直接訪問し、是正指導を実施した。</p> <p>(2) 複数看板所有者であるチェーン店等の本社に対し是正指導を実施し、加盟店等を含めた指導を行った。</p> <p>(3) 看板業者に対する指導を実施し、不適合看板の撲滅と自主的な申請の促進に協力を求めた。</p> <p>4 体制の強化の検討</p> <p>(1) 平成16年度から道路管理部監察指導課に看板指導担当係を設置した。</p> <p>(2) 各事務所への指導体制を強化するとともに、大型看板等への是正指導を強化した。</p> <p>5 委託化の検討</p> <p>(1) 平成16年度から実態調査委託を実施し、看板の設置状況を把握して申請の促進と不適合の改善に役立ててきた。</p> <p>これらの取組により、看板の未収入調定額を約5億8千万円まで改善したとともに、許可率についても目標としていた70%を超え71.2%を達成した。</p>	改善済



番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-37 (83)	意見	造園工事の契約年 数	街路樹の維持管理については、重要性によりランク分けを行い、育て見守ることができる複数年契約を検討されたい。	平成16年度に、優秀な業者選定を可能にするため、出来映えの評価割合を現行の成績評定と比べ高くした「委託成績評定」を策定した。「風格ある街路樹」の路線において、平成18年度に剪定委託を行った路線でこの成績評定を使用した評価を試行した。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-1 (107)	意見	震災時利用計画の 早期策定	都立公園の震災時利用計画（災害時の公園利用計画および管理マニュアル）は、都および東京都公園協会並びに区市町村・警察・消防などの防災関係機関が、都民と連携し、早急に策定する必要があると考えるので、検討されたい。	策定計画の前倒しにより、平成16年度までに区部43箇所の計画を策定した。また、多摩部についても平成15年より検討を始め、平成18年度末までに12箇所の計画策定が完了する。 なお、平成19年度に5箇所の計画を策定し、当面の計画策定対象箇所の検討を全て終了する。 今後新規に整備する公園や拡張を予定している公園については、事業の進捗状況を見ながら計画の策定及び修正を行う。	改善済
2-2 (107)	意見	庭園等の価値ある 保全	財政の厳しい折ではあるが、整備の遅れにより、庭園・公園全体の価値を損い、かえって不経済を招くことのないよう、一律予算削減ではなく、「重点的な整備計画」の策定を検討されたい。	浜離宮恩賜庭園について、歴史的文化的遺産を保護し価値を高めるために、損傷が著しい施設の修復等を計画的に進めるべきであるとの文化庁の指導により、平成16年度から5箇年計画で文化庁補助事業として園内施設の修復等を重点的に進めている。これまでに「庚申堂鴨場」の護岸修復、「中の御門」の復元的整備、「旧稻生神社」の解体復元、「海手お伝橋」の改修を行った。今後、平成20年度までに、「中の橋」の改修、「潮入の池」の護岸改修、「内堀」の護岸改修及び浚渫を行う。21年度以降は小石川後樂園において修復等を行う予定である。	改善済
2-6 (111)	意見	公園整備に係る目 標の見直し	公園一人当たりの面積を7㎡以上とする目標は、非常に長期に渡っていることから、一定年限において達成する面積を目標にすることも視野に入れて、新たな目標の見直しを検討されたい。	平成18年3月に「都市計画公園・緑地の整備方針」を策定、公表した。このなかで、都事業の公園整備については、平成27年までの10年間に重点的に整備を着手する予定の公園と、その区域である優先整備区域を明示している。（39公園 278.44ha）	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-8 (114)	意見	未開園公園の利用の促進	都市開発資金で取得した土地の公園整備について長期間を要するものであれば、関係部署と調整のうえ、都民に開放できる方策を検討されたい。	都市開発資金により取得した土地の再取得前の公園用地の有効活用を図るため、大戸緑地では平成15年度から、都民との協働による雑木林の手入れや観察会等を行う「プレパーク事業」を実施している。引き続き観音寺森緑地についても平成16年度から「プレパーク事業」を実施している。 また、平成18年度からは、都市整備局と調整し、「都市開発資金により取得した土地の再取得前の公園整備事業」を実施していくこととし、今年度は六仙公園ほか3公園6.1haの整備を予定している。	改善済
2-9 (115)	意見	公園事業の重点化	平成14年に決定された「公園用地取得方針」に基づき、用地取得への取組みが行われているが、必ずしも取得の早期化に結実していない。 特定の用地取得に予算を集中的に投資することにより、事業効果をあげることが検討されたい。	「公園用地取得方針(平成16年改定)」では、篠崎公園ほか6公園の事業認可区域内の最優先箇所に、用地取得費の予算を集中的に投資していくこととしている。 この方針に基づき、篠崎公園ほか6公園の用地取得費は、全体の事業費に対して平成16年度に93%、平成17年度に78%を投資した。平成18年度は72%を投資することを予定している。	改善済
2-10 (115)	意見	公園事業用地取得収束箇所の取組み	蘆花恒春園など残り僅かな未取得用地がある公園については、未取得用地があるため、全体を開園することができないので、地域住民の福祉の向上の観点から残り僅かな未取得用地の取得を進めることにより、開園を促進するよう努力されたい。	「公園用地取得方針(平成16年改定)」に基づき、緊急性の高い箇所の用地取得を重点的に進めることを原則とする一方、僅かな未取得地のある公園について土地収用法の適用を視野に優先的に取得することとしている。 蘆花恒春園では、最後の1件について平成16年度に収用手続きを開始し、当該年度に用地取得を完了した。 舎人公園では、平成18年度に2件392㎡を裁決申請し、1件159㎡は和解取得、残り1件は裁決待ちである。このほか3件についても現在収用手続き中である。 城北中央公園では、平成16年度に収用手続きを開始し、平成17年度に1件500㎡を裁決申請し、平成18年度に裁決した。このほか3件についても裁決申請を検討中である。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況																				
2-11 (117)	意見	公園用地取得の促進	公園事業認可区域内における用地は、都市計画法上の利用制限がある。そのため、都としても、関係者の要望には事業者として対応する責務がある。 財政的に許される範囲で、できるだけ早期に買取って、開園に向けて努力していくことが望まれるので、買取りの促進を検討されたい。	「公園用地取得方針(平成16年改定)」に基づき、緊急性の高い箇所での用地取得を重点的に進めることを原則とする一方、相続の発生や地権者の真にやむを得ない事情がある場合について可能な限り対応している。 例えば、平成18年度には、買い取り要望が寄せられていた33件のうち30件を予算化した。このうち、その後の本人の事情等によって契約が困難となった3件を除く27件の取得を18年度中に見込んでい る。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要望件数</td> <td>49</td> <td>24</td> <td>37</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>予算化件数</td> <td>29</td> <td>20</td> <td>29</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>対応率</td> <td>59%</td> <td>83%</td> <td>78%</td> <td>91%</td> </tr> </tbody> </table>		15年度	16年度	17年度	18年度	要望件数	49	24	37	33	予算化件数	29	20	29	30	対応率	59%	83%	78%	91%	改善済
	15年度	16年度	17年度	18年度																					
要望件数	49	24	37	33																					
予算化件数	29	20	29	30																					
対応率	59%	83%	78%	91%																					
2-18 (129)	意見	公園の施設改善の指導	庭園、公園内の売店、飲食店をより充実させ、利用者のニーズに応えるため、施設改善につき指導されたい。また、他の民間会社にも運営の機会を与え、競争原理を導入するなど検討されたい。	平成17年度に、葛西臨海公園において、展望レストハウス「クリスタルビュー」活用事業として、売店、飲食店等の導入及び既存施設の活用を目的として、事業者を公募することにより、民間会社が公園内で運営する機会を与えた。 今後も地域特性や採算性等を考慮し、競争原理が導入されるよう更に検討していく。	改善済																				
2-27 (151)	意見	地方独立行政法人化の検討	動物園の地方独立行政法人化を、動物園事業を活性化させるための一つの方策として、具体的に検討されたい。	地方独立行政法人法施行令の対象施設には動物園が含まれていないことが明らかとなった。そのため、動物園の地方独立行政法人化は断念したが、指定管理者制度を活用して平成18年4月から(財)東京動物園協会が一体的に管理運営するように組織改正した。その結果、経営主体の一元化による効率的な運営や柔軟で自由度のある動物園独自の運営が可能となった。	改善済																				

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-30 (151)	意見	財務諸表上の問題点	財務諸表作成上、適正な財政状態を示すためには幾つかの共通した問題点がある。今後の貸借対照表の作成時においては、以下に掲記した勘定科目について計上するよう留意されたい。現金預金 未収入金 貯蔵品 建設仮勘定 買掛金 未払金 預り金 退職給与(付)引当金繰入額	財務諸表作成上、留意するよう意見のあった退職給与引当繰入額などについては財務諸表へ計上し、平成15年度に改善を行ったところである。	改善済
2-31 (153)	意見	公園施設使用料の地価等との比較	公園施設使用料について、周辺地区相場と比較検討する必要がある。今後、公園施設使用料を改定するに当たっては、従来の原価主義の算定方式によりながらも、市場価格を調査し参考とされたい。	平成17年度使用料改定にあたり、日比谷公園周辺の市場価格の調査を行い、土地の使用料の条例額算定の際に参考とした。	改善済
2-36 (159)	意見	長期間工事の占用期間の見直し	長期間工事の占用許可については、都市公園法施行令の改正を要するが、実態に合った占用期間を検討されたい。	国に対し都市公園法施行令の改正を要望したが、当面改正予定はないとのことであるため、都としては、継続申請の提出書類を必要最小限とし、事務処理の負担軽減を図ることで、占用期間の見直しと同等の効果を持つ見直しを行った。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-38 (165)	意見	来園者の期待に添う必要最小限の管理	庭園の維持管理には、大変な労苦を伴うものであり、特に歴史的価値のある浜離宮恩賜庭園の維持管理はより一層労苦を伴うものである。来園者の期待に応えるためには、たとえば、浜離宮恩賜庭園では、夏場の臭気対策として、ヘドロの除去等について対策を検討されたい。	浜離宮恩賜庭園において、「潮入の池」では水門の開閉のタイミング調整等を行い水質の改善を進めている。また、池の護岸の改修を計画的に進めており、「内堀」についても護岸改修にあわせて浚渫を平成20年度に実施する予定である。また、汐留川及び築地川の水質改善について、平成15年度に関係局(建設局、港湾局、下水道局、環境局)による対応策の検討を行った結果、港湾局において河川の浚渫を平成17年度から3箇年計画で実施しており、臭気対策として効果があった。	改善済
2-41 (165)	意見	庭園の維持管理	文化財庭園の復元については、史料収集、文献調査、発掘調査に基づく専門家の緻密な検討を踏まえて、関係部局と協議を行い、適切に実施していくよう検討されたい。	文化財庭園の復元事業については、文化庁をはじめ都及び地元区の教育委員会の指導を受けつつ、学識経験者から構成される常設の専門委員会(「文化財庭園の保存・復元・管理等に関する専門委員会」)の助言指導を受けながら事業を進めている。	改善済
2-54 (181)	意見	区部霊園の再生	区部霊園にある古木、巨樹や著名人のお墓を積極的に活用し、霊園利用者だけでなく、都民のほか、広く来訪者を迎えることができるような、霊園と公園が共存する空間として再生を図ることが望ましいと考えるので、具体的な方策を検討されたい。	リーディングプロジェクトとして、平成15年度に青山霊園の整備計画を策定し、再生事業に着手した。 これまで、約70箇所の墓所移転、約40箇所の墓所返還をうけるとともに、発生した空地を利用し、2箇所の合葬式墓地整備、8箇所の広場整備を実施し、200箇所の墓所貸付を行った。また、来訪者のために著名人墓地を案内するリーフレットを作成した。 谷中霊園は、平成17年に公園審議会から再生のあり方についての答申を受け計画策定について、地元と検討中である。 他の区内霊園についても、今後検討し、順次実施していく。	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	措置状況
3-17 (238)	意見	施設改修費充当金について経営成果が反映される仕組みの検討	<p>施設改修費充当金は、本来、固定費的性格を持つものであり、一定額の収入までは定額にし、それを上回る金額は定率にするなど、利用料金収入の増減がより駐車場公社の収益に反映され、「駐車場公社のモチベーションの向上」につながる方法が、駐車場経営として必要なことと考える。</p> <p>したがって、駐車場公社は都と協議等を実施して「経営姿勢の明確化」と「経営成果の配分のあり方」を検討されたい。</p>	<p>平成18年度から都営駐車場に指定管理者制度が導入され、施設改修費充当金は、従来の利用料金収入に対する定率から指定管理者が提案した収支計画に基づく定額になった。</p> <p>これにより、利用料金収入の増減等の経営成果が、より指定管理者に反映されるモチベーションの向上につながる仕組みになった。</p>	改善済

## 平成13年度包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

テ　　マ	指 摘 等 件 数	措 置 状 況			
		改 善 済		改 善 中 一部改善済	未 措 置
		既通知済	今回通知		
試験研究機関の管理運営	92	90	2	0	0
中央卸売市場の経営管理	12	11	1	0	0
監理団体の経営管理	28	28	0	0	0
合　計（5提言を含む）	132	129	3	0	0



番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	措置状況
62 (試 112)	意見	東京都医学研究機構と東京都老人総合研究所の統合の検討について	研究テーマ重複の排除や研究協力・共同研究、人材の交流、管理部門の統合による効率化等を考えると、1つの医療・福祉系総合研究機構とした方が、都としての政策目的に合致し、時代の要請にも適合しているものと考ええる。	両財団の統合にかかる課題の検討を進めてきたが、高齢者医療費の適正化対策、高齢者モデル医療普及のための体制作りが喫緊の課題であるなか、最新の研究成果の臨床への反映を図るなど、医療と研究の一体化を図ることが不可欠であるとの認識にいたった。これを踏まえ、「行財政改革実行プログラム」において老人医療センターと老人総合研究所を一体化し、地方独立行政法人への移行を目指すこととなった。	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	措置状況
62 (試 112)	意見	東京都医学研究機構と東京都老人総合研究所の統合の検討について	両財団は医療・福祉系の研究所であり、目的も研究方法もそれほど異なるものでもない。両者を統合して1つの医療・福祉系総合研究機構とした方が、都としての政策目的にも合致し、時代の要請にも適合しているものとする。	両財団の統合にかかる課題の検討を進めてきたが、未解明重要疾患の診断・治療法の開発等に取り組む医学研究機構3研究所は、より質の高い研究成果を都民に還元していくため、平成18年4月に策定した「医学系3研究所の統合整備基本構想」に基づき、3つの研究所を1つに統合して、旧松沢看護専門学校跡地に新たな医学系研究所として整備していくこととなった。	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	措置状況
市4 (市 12)	意見	<p>面積割使用料の計 算方法の見直しにつ いて</p> <p>(1) 経営状況 (2) 面積割使用料 (3) 市場比較</p>	<p>市場の立地条件は使用料の算定に考慮すべ き要因であるが、全市場同一単価制度を採用 している。</p> <p>面積割使用料について、検討委員会等によ り検討をしてきているが、市場別使用料金制 は実施されていない。</p> <p>各市場における路線価、立地条件及び保有 する固定資産等は使用料を決定する上で考慮 すべき大きな要因であり、今後の経営維持の ためにも、市場別使用料金制の導入を検討さ れたい。</p>	<p>前年度までの検討経緯を踏まえ、受益と負担の明確化及び市 場の活性化の観点から、各場の置かれた実情と事業者の創意工 夫を反映できる仕組の調査・研究を進め、使用料の見直しを検 討した。</p> <p>平成18年7月、施設使用料を構成する主要な部分を市場別経費 とし、これに一定割合の共通経費を付加した市場別使用料の基 本的な考え方を業界に初めて提示した。</p> <p>今後、使用料の負担水準、導入の時期等について、業界と協 議を行っていく。</p>	改善済